

# 第二十六回 参議院社会労働委員会会議録第四号

昭和三十二年二月二十八日(木曜日)午前十時三十七分開会

## 委員の異動

二月十一日委員坂本昭君辞任につき、その補欠として木下友敬君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	千葉 倍君
理事	高野 一夫君
委員	谷口弥三郎君 山本 経勝君 早川 模一君

○委員長(千葉倍君)	○参考人
○参考人の出席要求に関する件	○厚生省引揚課長
○労働情勢に関する件	○公衆衛生部医衛司
(労働教育行政の指針に関する件)	○医衛司課長
○参考人の出席要求に関する件	○東京都衛生局
(大の咬傷被害対策に関する件)	○北浦弥太郎君
(奄美大島の漁業者の葬祭料の支払に関する件)	○石塚 富雄君 ○石黒 拓爾君
○委員長(千葉倍君)	○鈴木 鈴木君 ○近藤 鶴代君 ○大矢 ハル君
○委員長(千葉倍君)	○鈴木 万平君 ○西岡 正君
○委員長(千葉倍君)	○木下 友敬君 ○藤田 藤太郎君 ○山下 義信君 ○田村 文吉君 ○竹中 恒夫君

会労働委員会を開会いたします。二月十一日付をもって坂本昭君が辞任されました。二月二十三日付をもつて木下友敬君が選任されました。

## 國務大臣

厚生大臣 神田 博君

労働大臣 松浦周太郎君

政府委員 法務省刑事課長 井本 薩摩

文部政務次官 厚生省公衆衛生局環境衛生部長 楠本 正康君

厚生政務次官 労働省労政局長 中西 寛君

厚生政務次官 労働省労政局側 事務局側 常任委員 会専門員 多田 仁巳君

説明員 説明員 厚生省引揚課長 労働省労政局規制課長

厚生省引揚課長 石塚 富雄君

厚生省引揚課長 北浦弥太郎君

厚生省引揚課長 石黒 拓爾君

厚生省引揚課長 石塚 富雄君

厚生省引揚課長 石黒 拓爾君

厚生省引揚課長 石塚 富雄君

○

## 國務大臣(松浦周太郎君)

○山本總膳君 前回、本委員会で御質疑を申し上げて、大臣の御説明を求める

たのですが、その際の問題点といふのは、労働次官の通牒に関してであります。それで御承知のように、労働省の設置法によりますと、その第三条に、明確に労働省の任務を規定しております。そうしてまた、この労働省が設置されましたときに、労働省訓令第一号というものが発せられた、これ

も御承知の通りだと思います。このとき訓練令の骨子となっているのは、労働省設置の目的は、労働省設置法第三条に明記された通り、「労働者の福祉と職業の確保とを図り、もって経済の興隆と国民生活の安定とに寄与する」ことにあると、こういふうに非常に明確な規定があるのです。ところが、通牒の内容をこれに对照して検討してみますと、いと、まことにこの訓令の趣旨とはおよそ質的にも、また、形の上でも交つたもののような印象を強く受けた。そこで、前回御質問申し上げたのは、単に労働運動をあたかも取り締るというがごとき印象を与えるような通牒ではなくて、もし通牒が必要であるならば、内容から申しまして指導

局の事務の中の第七条に「労政局における勞働者、生活の安定のために、今度出した通牒の内容をこれに對照して検討してみますと、いと、まことにこの訓令の趣旨とはおよそ質的にも、また、形の上でも交つたもののような印象を強く受けた。そこで、前回御質問申し上げたのは、単に労働運動をあたかも取り締るというがごとき印象を与えるよう

いたしまして、手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉倍君) 御異議ないと認められました。日時は、二月二十八日午後一時といたしまして、手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉倍君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

## 國務大臣(松浦周太郎君)

○山本總膳君 前回、本委員会で御質

疑を申し上げて、大臣の御説明を求める。いやしくも、労働者の福祉をはかり、労働者を保護する、あるいは職場を確保する、こういふ趣旨であるなれば、もつと広い範囲の、しかも公平な教育指針が出されるべきでないかといふことを御質問申し上げた。ところで、そこで今すぐに答弁するのを差し控えるというような意味の御答弁があつたように記憶いたしております。ありますから、本日まず冒頭に大臣

から、ただいま申し上げました点についてわかりやすく、しかもはつきりした一つ御答弁をお願いしたいのであります。

○國務大臣(松浦周太郎君) 労働者の福祉、生活の安定のために、今度出した通牒の内容をこれに对照して検討してみますと、いと、まことにこの訓令の趣旨とはおよそ質的にも、また、形の上でも交つたもののような印象を強く受けた。そこで、前回御質問申し上げたのは、単に労働運動をあたかも取り締るというがごとき印象を与えるよう

いたしまして、手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉倍君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

## 國務大臣(松浦周太郎君)

○山本總膳君 前回、本委員会で御質

疑を申し上げて、大臣の御説明を求める。いやしくも、労働者の福祉をはかり、労働者を保護する、あるいは職場を確保する、こういふ趣旨であるなれば、もつと広い範囲の、しかも公平な教育指針が出されるべきでないかといふことを御質問申し上げた。ところで、そこで今すぐに答弁するのを差し控えるというような意味の御答弁があつたように記憶いたしております。ありますから、本日まず冒頭に大臣

から、ただいま申し上げました点についてわかりやすく、しかもはつきりした一つ御答弁をお願いしたいのであります。

○國務大臣(松浦周太郎君) 労働者の福祉、生活の安定のために、今度出した通牒の内容をこれに对照して検討してみますと、いと、まことにこの訓令の趣旨とはおよそ質的にも、また、形の上でも交つたもののような印象を強く受けた。そこで、前回御質問申し上げたのは、単に労働運動をあたかも取り締るというがごとき印象を与えるよう

いたしまして、手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉倍君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

## 國務大臣(松浦周太郎君)

○山本總膳君 前回、本委員会で御質

疑を申し上げて、大臣の御説明を求める。いやしくも、労働者の福祉をはかり、労働者を保護する、あるいは職場を確保する、こういふ趣旨であるなれば、もつと広い範囲の、しかも公平な教育指針が出されるべきでないかといふことを御質問申し上げた。ところで、そこで今すぐに答弁するのを差し控えるというような意味の御答弁があつたように記憶いたしております。ありますから、本日まず冒頭に大臣

から、ただいま申し上げました点についてわかりやすく、しかもはつきりした一つ御答弁をお願いしたいのであります。

○國務大臣(松浦周太郎君) 労働者の福祉、生活の安定のために、今度出した通牒の内容をこれに对照して検討してみますと、いと、まことにこの訓令の趣旨とはおよそ質的にも、また、形の上でも交つたもののような印象を強く受けた。そこで、前回御質問申し上げたのは、単に労働運動をあたかも取り締るというがごとき印象を与えるよう

いたしまして、手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉倍君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

## 國務大臣(松浦周太郎君)

○山本總膳君 前回、本委員会で御質

疑を申し上げて、大臣の御説明を求める。いやしくも、労働者の福祉をはかり、労働者を保護する、あるいは職場を確保する、こういふ趣旨であるなれば、もつと広い範囲の、しかも公平な教育指針が出されるべきでないかといふことを御質問申し上げた。ところで、そこで今すぐに答弁するのを差し控えるというような意味の御答弁があつたように記憶いたしております。ありますから、本日まず冒頭に大臣

から、ただいま申し上げました点についてわかりやすく、しかもはつきりした一つ御答弁をお願いしたいのであります。

○國務大臣(松浦周太郎君) 労働者の福祉、生活の安定のために、今度出した通牒の内容をこれに对照して検討してみますと、いと、まことにこの訓令の趣旨とはおよそ質的にも、また、形の上でも交つたもののような印象を強く受けた。そこで、前回御質問申し上げたのは、単に労働運動をあたかも取り締るというがごとき印象を与えるよう

いたしまして、手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉倍君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

## 國務大臣(松浦周太郎君)

○山本總膳君 前回、本委員会で御質

疑を申し上げて、大臣の御説明を求める。いやしくも、労働者の福祉をはかり、労働者を保護する、あるいは職場を確保する、こういふ趣旨であるなれば、もつと広い範囲の、しかも公平な教育指針が出されるべきでないかといふことを御質問申し上げた。ところで、そこで今すぐに答弁するのを差し控えるというような意味の御答弁があつたように記憶いたしております。ありますから、本日まず冒頭に大臣

から、ただいま申し上げました点についてわかりやすく、しかもはつきりした一つ御答弁をお願いしたいのであります。

○國務大臣(松浦周太郎君) 労働者の福祉、生活の安定のために、今度出した通牒の内容をこれに对照して検討してみますと、いと、まことにこの訓令の趣旨とはおよそ質的にも、また、形の上でも交つたもののような印象を強く受けた。そこで、前回御質問申し上げたのは、単に労働運動をあたかも取り締るというがごとき印象を与えるよう

いたしまして、手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉倍君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

## 國務大臣(松浦周太郎君)

○山本總膳君 前回、本委員会で御質

疑を申し上げて、大臣の御説明を求める。いやしくも、労働者の福祉をはかり、労働者を保護する、あるいは職場を確保する、こういふ趣旨であるなれば、もつと広い範囲の、しかも公平な教育指針が出されるべきでないかといふことを御質問申し上げた。ところで、そこで今すぐに答弁するのを差し控えるというような意味の御答弁があつたように記憶いたしております。ありますから、本日まず冒頭に大臣

から、ただいま申し上げました点についてわかりやすく、しかもはつきりした一つ御答弁をお願いしたいのであります。

○國務大臣(松浦周太郎君) 労働者の福祉、生活の安定のために、今度出した通牒の内容をこれに对照して検討してみますと、いと、まことにこの訓令の趣旨とはおよそ質的にも、また、形の上でも交つたもののような印象を強く受けた。そこで、前回御質問申し上げたのは、単に労働運動をあたかも取り締るというがごとき印象を与えるよう

いたしまして、手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉倍君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

に引き続き御質疑をお願いいたしました。

○委員長(千葉倍君) 労働情勢に関する調査の一環としまして、労働教育行政の指針に関する件を議題とし、前回

## 國務大臣(松浦周太郎君)

○山本總膳君 前回、本委員会で御質

疑を申し上げて、大臣の御説明を求める。いやしくも、労働者の福祉をはかり、労働者を保護する、あるいは職場を確保する、こういふ趣旨であるなれば、もつと広い範囲の、しかも公平な教育指針が出されるべきでないかといふことを御質問申し上げた。ところで、そこで今すぐに答弁するのを差し控えるというような意味の御答弁があつたように記憶いたしております。ありますから、本日まず冒頭に大臣

から、ただいま申し上げました点についてわかりやすく、しかもはつきりした一つ御答弁をお願いしたいのであります。

○國務大臣(松浦周太郎君) 労働者の福祉、生活の安定のために、今度出した通牒の内容をこれに对照して検討してみますと、いと、まことにこの訓令の趣旨とはおよそ質的にも、また、形の上でも交つたもののような印象を強く受けた。そこで、前回御質問申し上げたのは、単に労働運動をあたかも取り締るというがごとき印象を与えるよう

いたしまして、手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

るかというお問い合わせございましたから、それをまとめてこの次に御答弁を申し上げる約束をいたしました。そこで、私といたしまして通牒を出しまして申し上げたいと思います。

従来、労働法に関する行政解釈は、そのときどきの必要に応じて断片的に出されておつたのであります。本通牒は、これらの行政解釈の基底をなす精神に従って、労働組合、労使関係のあり方についての考え方を労働組合法施行十年を経た機会に系統的に取りまとめ公けにしようという計画のもとに、昨年来検討を加えてきたのであります。が、本年初めによくこれが完成いたしましたので、さうそく発表いたしました次第であります。従つて、一部に臆測されております向きもあるようですが、それ以外の特別の意図も全然持つておりません。

本通牒の内容は、憲法、労組法に規定する労働組合、団体交渉、労働協約、争議行為に関する保護、保障が労働条件の集團的決定という中心的目的ための制度の一環として解せられるべきものであり、また、四者はそれぞれの密接不可分な関係において保護、保障されておつたのであることを明らかにし、その上に立って団体交渉のあり方、労働協約の締結、平和義務、不当労働行為の制度あるいは争議行為の具体的な問題について、憲法、労組法が從来予想し、期待しているところの労働組合運動と労使関係のあり方に關する基本的な考え方を系統的に取りまとめたものであります。労使関係の健全な发展は、労使の自主的な努力に待たなければならぬことは言うまでもな

いことであります。その場合に、民一般に訴えてその理解と納得を得て、よりよき慣行の成長を促進するため、政府及び都道府県の行う労働教育行政の指針となすものであります。その内容は前述のごとくであつて、いわゆる行政解釈を定めたものではない。ここにありますするおよそ労働省設立以来出されました一切の法令がまとめておりますが、その中には、個々の事件について、あるいは行政的な立場からあるいは知事等から質問があり、また、労働委員会には、もとより労使当事者を直接拘束するものでないものであります。労働組合運動、労使関係は国民経済あるいは社会生活に與する影響も大きく、民主的国家にふさわしく健全に発達することは国民ひとりしく願うところであります。これを育成長することは政府の任務であり、成長することは政府の任務であります。重大開心事であります。本通牒の趣旨とするところが関係者の理解と納得を得て、これにより、労働組合運動の「そう健全強力なる発展の一助となることを希望してやまない次第であります。

以上がお問い合わせになりました本通牒を出した私としての考え方でござりますから、御了承願いたいと思います。しかし、その間に立つておられた御質問申し上げてますが、今まで、重大開心事であります。本通牒の趣旨とするところが関係者の理解と納得を得て、これにより、労働組合運動の「そう健全強力なる発展の一助となることを希望してやまない次第であります。

以上がお問い合わせになりました本通牒を出した私としての考え方でござりますから、御了承願いたいと思います。しかし、その間に立つておられた御質問申し上げてますが、今まで、重大開心事であります。本通牒の趣旨とするところが関係者の理解と納得を得て、これにより、労働組合運動の「そう健全強力なる発展の一助となることを希望してやまない次第であります。

以上がお問い合わせになりました本通牒を出した私としての考え方でござりますから、御了承願いたいと思います。しかし、その間に立つておられた御質問申し上げてますが、今まで、重大開心事であります。本通牒の趣旨とするところが関係者の理解と納得を得て、これにより、労働組合運動の「そう健全強力なる発展の一助となることを希望してやまない次第であります。

以上がお問い合わせになりました本通牒を出した私としての考え方でござりますから、御了承願いたいと思います。しかし、その間に立つておられた御質問申し上げてますが、今まで、重大開心事であります。本通牒の趣旨とするところが関係者の理解と納得を得て、これにより、労働組合運動の「そう健全強力なる発展の一助となることを希望してやまない次第であります。

以上がお問い合わせになりました本通牒を出した私としての考え方でござりますから、御了承願いたいと思います。しかし、その間に立つておられた御質問申し上げてますが、今まで、重大開心事であります。本通牒の趣旨とするところが関係者の理解と納得を得て、これにより、労働組合運動の「そう健全強力なる発展の一助となることを希望してやまない次第であります。

以上がお問い合わせになりました本通牒を出した私としての考え方でござりますから、御了承願いたいと思います。しかし、その間に立つておられた御質問申し上げてますが、今まで、重大開心事であります。本通牒の趣旨とするところが関係者の理解と納得を得て、これにより、労働組合運動の「そう健全強力なる発展の一助となることを希望してやまない次第であります。

以上がお問い合わせになりました本通牒を出した私としての考え方でござりますから、御了承願いたいと思います。しかし、その間に立つておられた御質問申し上げてますが、今まで、重大開心事であります。本通牒の趣旨とするところが関係者の理解と納得を得て、これにより、労働組合運動の「そう健全強力なる発展の一助となることを希望してやまない次第であります。

定がある。この線にのっとってなされたものであるかどうかをまず大前提として明らかにしておきたいと思ふ。

○國務大臣(松浦周太郎君) 法制的な問題については、局長から答弁いたさ  
れます。

○山本経勝君 こういう問題について  
は、労働省設置法なんといふものは、  
労働省の最高責任者としての大臣が、  
これは事務担当者等に代弁させるもの  
ではなくて、私は基本問題だから、こ  
れはやっぱり大臣に答えてもらいた  
い。

○田代大臣(松浦蔵太郎選) 法制的な問題については、局長から答弁いたさ

○山本經勝君 もう一度申し上げます  
が、先ほど申されたことは非常に重要な  
なんですよ。そもそも労働省が何のた  
めにあるのかということにまでなって  
くると思う。この労働省の、さっきの  
をもう一度申し上げますが、訓令第一  
号を見れば非常にはつきりしておる。  
これに何か別の意見がおありなら、そ  
れははっきり承わっておかなければい  
かぬと思う。

もう一度読みますと、「労働者の福祉と職業の確保を図り、もって經濟の興隆と国民生活の安定とに寄与する」とある。これですよ。これがすなわち、労働省が労働者に対する保護機關であり、あるいはサービス機關であるといわれたやえんだと思う。こうしたものを基礎にしていろいろな問題が派生し、そして時事問題を取り入れて、ときどきの状況を取り入れて政策が考えられておる。これは私はよくわかるのです。そうしますと、基本精神はどこにあるかといいますと、この精神にのつ

とつておらなければいかぬと思ふ。今まで出された通牒にしても、教育指針そのものが出来られて、悪いとは申しておらぬ。内容が問題だから申し上げるのです。そして労働行政の基底をなす指針であるということであれば、このいわゆる基本精神から逸脱したものであつてはならない。

○國務大臣(松浦周太郎君) そうです。

○山本經勝君 と思うんですよ。そこでこの三条の規定を見ますといふと、第一番に、「労働組合に関する事務、労働関係の調整及び労働に関する啓もう宣伝」第二番目は、「労働条件の向上及び労働者の保護」第三番が、「婦人の地位の向上」その他婦人問題の調査及び連絡調整」第四が、「職業の紹介、指導、補導その他労務需給の調整」第五番が、「失業対策」六番が、「労働統計調査」第七番が、「前各号に掲げるものを除く外、労働者の福祉の増進及び職業の確保」第八番が、「労働者災害補償保険事業」九番が、「失業保険事業」こういうことになつておる。そしてそのあとには、四十数項目にわたつて非常に懇切に明らかに労働者の持つてゐる権限が規定せられておる。私はこれを読んでみても非常にはつきりしておると思う。

ところで、その前提がます明らかになつておらなければ、今までの次官通牒が非常に重要なだから、私は念のために申し上げておるのである。基本的な労働省の立場、そうして労働省の最高責任者として労働行政を担当されておる大臣が、このことをどういうふうに御理解になつておるかを今あらためて勉強し直さなければならぬ事態になつて

きておると私は考える。ですからこれは、は、「労政局長等いろいろ経験者多数おられていでになりますが、少くとも最高責任者の口から明らかに解説してもらわないと私は納得できない。しかもこの私の申し上げることは、日本の現在働いておる労働者一千二、三百萬が闇で思つておるところもあればならない。そこで一つ、大臣からこの点は明確に解明を願わなければならぬ。」

○國務大臣(松浦周太郎君) 先ほどお読みになりました「労働者の福祉と職業の確保を図り、もって經濟の興隆と

このままで前提になるのは、今の労働省設置法で、いっている任務を基礎にして、いるのかと、その一休どこに該当しているのかと私は申し上げたいのですが、基本的には、今の労働行政に関する根底をなす指針である、またあるときには、その目的を達成するための教育指針である、こういうようにいろいろと言葉が変るのですが、これでははつきりしていないと思うのですよ。つまり個々に今まで規定されている、これに載つております、労働省設置以来何百というたくさんの通牒、訓令あるいは、また、いろいろな命令等が出てる。この中に載つてあるものをいろいろと譲り受けた

んでみますが、ことごとく個々の問題についてほんと漏れなく出している。今まであったもの、また、あり得るものまで予想して出されている。ところが……ちょっと聞いておいてあるねど。

○國務大臣（松浦周太郎君）　ええ、聞いております。

○山本經勝君　そこで、基底をなす指針と、こういふものとは、一応関連を持っていると思うのですが、その関係を

のものがいい悪いは別問題として、あらためてそれを一括した教育指針としてある大きなものを出している。しかかもそれの中身には、団結権、それから団体交渉権、それから団体行動に関する権利、こういうものが具体的ないわゆる注釈まで加わって載っている。ところが、そうしたものは、要するに教育の指針であり、それから基底をなす、労働行政の基底をなす指針であるといふことになりますと、私はやむを得ぬまつた弊社を私どもの方で一てはな

りませんから、そこで愈のため伺つてゐるのと、労働省の本來あるべき任務と、そらしてまた、その性格なりあるいは權限といったようなものから見て、これはどうもそくわぬ点があると思って、思ひはこぞ伺つてゐるのであって、その基本をもう少し懸切に御説明をいただかなければ、私はどうしても納得がいかない。

○國務大臣(松浦周太郎君) 先ほど由し上げましたのは、労政局の事務、第七条においても、啓蒙宣伝といふものがありますが、また、今御指摘になりました第三条の一項の終りの方に、「労働組合に関する事務、労働関係の調整及び労働に関する啓蒙宣伝」という業務上の規定があります。では私はこの規定に基いて、もちろんこの教育指針というものを出したものであると思うのですが、今までまちまちに、断片的に、事態の起つたたびに出しておつたものをまとめたと申し上げましたが、それのみならず、判決例、その他、諸法令の関係も十分参考いたしまして、このものを一冊見れば、すべて労働団結権、団体交渉権あるいは行動権等についてはまとめてあるのでありますから、それが労働行政、労働のこれららの三つの、団結権、団体交渉権、団体行動権の教育指針と、こういふ意味で出したものであると思つております。

○山本經勝君 どうもそこがわからなのですよ。この私の質問の要領が不徹底でわからないのかもわからぬと思ひます。その点は一つ御指摘をいただきたいのですが、この問題になつていなかったのですが、この問題になつて、それの指針の中には、労働組合の団結権、それから団本です、団本行動、こうい

中心なんです。ところが、労働組合運動の中では、この三つの言葉は、表現は、労働運動におけるほとんど全部と言つていのんですよ。遺憾なく尽されているのです、労働運動としてはですね。労働者の問題としては、さらにその他の問題がたくさんある。ところが、労働組合運動から見ますといふと、大体中心をしておるだけではなく、この基本的な三つの——まあ労働三権とも書かれたのですが、その三つの権利ともいわれるものは、少くとも労働組合運動の中の中心をなしている。その中心をなしておる行動だけが、今度の教育指針の中の問題として取り上げられているのですよ。これは大臣はお認めになります事務局も御承知の通りなんです。ところが、労働省が労働行政の基底をなす指針としてこれを出そらと語られるのであるなれば、これはもつと幅が第一広くなければならぬと思うのですよ。この通牒そのものの内容が、教育指針の内容が……少くとも先ほどからたびたび申し上げておるよう、労働省設置法に明確に規定づけられた任務なり、権限といふものは、もつと幅の広いものである。單にここに取り上げられているのは、通牒の中に取り上げられておるのは、労働関係の調整という、ただ一部だけなんです。その一部だけをもって労働行政の基底をなす指針であるとは、一体これは労働大臣として、どこからそういう意見が導かれるのか、これは私全くわからぬのですよ。

が指針になると私は思つております。従来個々ばらばらになつておつたものをとりまとめて、総合的にこしらえたものであります。また、労働省といったしましては、私はこういふことを考えるのです。労働者も、使用者も、国民も、これは自分の意のままに、あまりわがままであつてもいけないと思うのですよ。だから、何か一つの規制された法律のもとに行動しなければならない。だからして私どもは、この労働行政の一つのサービス省といいますか、これを世話をする方としては、やはりはつきりとその法律による権限内容、それがやはり教育として、ひとり労働者ばかりでなくして、國民一般に、こうあるべきであるということを知られていくことの方がいいのではないのか、かように思うのであります。

然なことだと思う。そこで、私はさらに今の言葉を借りて言いますと、いうと、労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権、こういったものについてのいわゆる教育の指針として出された。そのもの一つが出され、その他の点は出されていない。こういうことは、やはり労働行政の基底をなす指針には、私はならぬと思うのです。——なりますか。その点を明快にしていただかなといと、これはあと質疑を進める上からも非常に困りますがね。

○國務大臣(松浦周太郎君) 私はやはり先ほど申しましたように、団結権、団体交渉権、団体行動権、この三つの基底をなすものであるということを申し上げておりますから、間違いないと思つております。

○山本経勝君 そういうことを伺つているのじやないのですよ。この通牒は、あなたのお言葉を借りれば、先ほどの表現では、労働行政の基底をなす指針である、きわめてこれは重要なものである、そういう御説明があつた。ところが、そのあとで、労働三権に関する今度の通牒は、その部分について労働省本来の目的を達成する、任務を達成するための手段として出したものであると言われたのですが、その基底をなす指針というものは、少くとも、私はもつと幅の広いものではなかろうかと思うのですが、大臣の説明によると、いと、その一つであると言われるからあるはずです。もつとなければならぬと思うのです。先ほどから言うように、設置法の三条の規定には九項目あるその他があるはずです。その他が多くあるはずです。もつとなければならぬ

福祉の増進、保護、職場の確保、こういうことにあることはもう申し上げるまでもないのであって、そうしたもつと幅の広いものになつてこなければならぬ。つまり基底をなす指針としてあるなれば、ところが、そうでなくて、単に労働三権に対して規制を与えるための指針なんですから、私はますますわからなくなつてくるのです、質問しながらも。

○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほど私の申し上げましたのは、行政解釈の基底をなす精神に従つて、労働組合、労使の関係のあり方についての考え方を労働組合法施行の十年に出したと、こう言つたのであります。その基底といふのは、行政解釈の基底をなす精神であります。だから速記を見ていただければ、そういうふうに私は申し上げたのです。

○山本經勝君 私はその点速記録あとで見てから……。

○国務大臣(松浦周太郎君) それで、今そぞらいろいろいろいろこまかしくおとりでござりますが、われわれの今考えてゐるのは、行政解釈の基底をなす精神であります。私は先ほどそのためにこれを読み取ったのですが、何かそのほかの答弁のときには、労働行政の基底をなすと、一般労働行政の基底をなすと、もし私が申し上げたのであつたならば、それがあつたのですが、何かそのほかの答弁の行政解釈の基底をなす精神に従つて云々と言つたのであります。その基底はそこに使つたのですが、労働行政一般の基底をなすものと、もし私が答弁中に申し上げたことがあつたならば、それは取り消します。私は本通牒は、これら

○山本經鷲君 今のお話は問題がちよつとありますので、あとで速記を調べた上で、したいと思うのですが、行政解釈ではないということを重ねて強調されてい。その行政解釈でない行政解釈の基底である、これはどういうことですかね。ちょっとと具体的に一つ御説明を承わらぬとわからないのです。

○國務大臣(松浦周太郎君) 行政解釈の基底をなす精神です。

○山本經鷲君 基底をなす精神……。

○國務大臣(松浦周太郎君) 基底をなす精神、その基です、それの精神です。

○山本經鷲君 ますますわからぬ。これは行政解釈ではない、政府解釈の基底である、こう言われる。ところが行政解釈の基底の精神である、次第に下つていってさっぱり主軸の方が……さっぱりわからぬ。その点もう少し、どういうことですかね、これは。中西さん、どうですかね。そこら辺の一つ御解明をいただきかねと、大臣の話ではさっぱりわからぬ。

○政府委員(中西實君) 先ほど大臣が申されましたのを、そのままおとりいだだいてけつこうだと思うのであります。が、従来の行政解釈をなしておる精神に従つて、今回系統的に取りまとめて、労働組合、労使関係のあり方についての考え方をまとめたものである、こういうことがあります。

○山本經鷲君 そうすると、從来出しておられる行政解釈の基底をなすいわゆる行政解釈、やはり行政解釈ですね。

○政府委員(中西實君) 行政解釈といふ言葉の意味でござりますが、これは先ほど大臣言わされました通り、行政解

が出于解釈を全部行政解釈といえは、これもあるいは行政解釈かもしません。しかしこういわれている行政解釈と申しますのは、条文に即しまして違法、違法ということを行政の立場からつきりするというのが行政解釈でございます。そのほか、この教育指針は全体の構想を書いてござりますので、中には適法、違法ということについて触れておるところもござりますけれども、さらに、あるべき姿といたから、違法、適法と直ちに言えないところも、こうあるのが筋であろう、こうあるのが望ましい、そこまで実は書いておるわけであります。従つて、これは労働教育指針であるということが言えると思います。

○山本經勝君 局長の今のお話は、大臣もその通りに御理解になつていいですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) そうです。

○山本經勝君 そこで大臣にお伺いしたいのですが、そうしますと、行政解釈は労働関係法規に照して違法であるか、違法であるかといふ問題点が、一つの行政的な立場で解釈されていいふることなんですね。それが今度は一般に、この場合には教育指針といふような名で出されたのですが、もともとこの中に出ている通牒は、ものすごくたくさんあるのです。が、このたくさんある通牒の実例を見てみると、大ていこういう行政解釈的な、違法であるかどうかといふことの決定的なものになつてゐるのです。さらに、今度出された通牒の中に、中身を私は今一々触れませんが、私の見たところでは、相當たくさんな

いわゆる問題点がからみ合っている。しかもそれに対しても違法である。大体三つの法律の焦点は、やはり労働者が、団結をして、自分の賃金や、労働条件を向上させるために集団的に問題を整理する基礎的な、基本的な規定である。こういうふうに一応解釈されるのです。そこで私なりにこれを解釈する。というと、労働者が、個人と経営者との間で契約によって取り決めたものには不当なものが過去にあった。あるいは資本家の力によって圧迫を受けるという事実もあった。従つて、そういうものを保護するという基本的な立場を立つて、集団的に労働条件を決定する、労働条件を決定するためのみの団結権、あるいは団体交渉、あるはまた、団体行動権は許されているのであって、その他のものについては、幾多違法の実例が列挙される。あるいは違法ではないまでも、それすればそれのところまで不當性の批評を受けるといふような意味のことである。これらが先ほどのおからいいたら、行政解釈といふ言葉に、少くとも適法か違法かといふことの判定については問題があるのである。しかし、そういうよくな形でやるもなければ、私はむしろ今まで出た個々のいわゆる通牒で事は足りていると思う。ところがまた、事あらためて通牒を出され、しかもそれは通牒ではなく、行政解釈ではなくて、いわゆる育指針であるといふような、ここまことにうまく、なで回したよくこまかしが感じられてならないから

私は熱心に質問を申し上げてゐるのであります。そこで、行政解釈の適法か違法かといふことの具体的なそりゃう事例があれば、それは述べられますか、大臣は。

○國務大臣(松浦周太郎君) 今のは違法の例、違法の例、今までの労働行政上いろいろいろいろとありますから、局長からその例を申し述べさせます。

○山本經勝君 例はあとでいいです。

私のなお質問の中でお願ひしたい。

ちょっととまた、なかなか迷路のようになところに入つてわからなくなつてしまつたのですが、これはやはり基本的には一つ御迷惑でしようが、御検討を願いたい。それで、行政解釈の適法か違法かという問題は、一応内容について今度あらためて質問をやつてこまかにして、明らかにしていきたいと思いま

そこで、労働省で、労働省設置法の基本的な労働省の任務を基礎にした管政策がいろいろあると思うんですね。そこで、教育指針の中に盛り込まれる、きその他の要素は、この団結権、団交権、団体行動権等に関することがあります。

○國務大臣(松浦周太郎君) いろいろあると思いますが、とりえず、の三つの問題について指針を出したけであります。

○山本經勝君 そのとりえずが非常に問題なんですね。たくさんその極にあらうと思いますが、労働者は保護するところが目的であり、その労働者の職場を確保してやることが目的の、任務の労働省が、教育指針を一般労働者大衆あるいは第三者を含めて認識を新たにさせようというので、今まであつた職員の集大成を作つてまで出さなければ。

お問い合わせになりました場合に例をあげられます。この三つの問題が団結権、団体交渉権、団体行動権の三つのが労働者側、あるいは使用者側から見ましても、先からお話を行政の大半を占めていると思うんです。しかし、そのほかにもいろいろなまあ事務的な問題もあります。この三つが一番大きな問題です。この三つが一番大きな問題であると、でありますから書きながら書きながら書類を用意して、この三つを点的にこれを取り扱つたと、こう申上げていいと思います。

○山下義信君 関連して一つ……。聞いておりまして私もよくわからんのです。これは何ですか、労働省の労働教育の資料ですか。これは労働教育の資料ですか。教育指針といふ書類をお使いになつたんですが、結局労働教育の資料ですか、性格として、○政府委員(山本太郎君) 法律的に申しますと、次官名で府県知事あてに、いろいろ労働教育指針を作つたから、それを内容をよく知つて、そしてこれ基いて労使関係あるいは労働運動に処しろと、そしてできれば労使、社会の方々にもその趣旨を理解してもらえと、こういう趣旨なんだとございす。

○山下義信君 それで通牒されたとうことと、通牒したものとのものとの関係ですね、今、山本委員の質はその辺をくるくる回つて、御答弁になつたようありますが、御答弁の

葉から聞くと、指針であらうと何であらうと、一つの教育資料ですね。教育資料といふものと、今あなたがおっしゃった法律上の解釈の通牒といふものとの関係はどうなんですか。つまり言いますと、教育指針といふ名であらうと、教育資料であらうと、その労働教育のために作った一つのこのものですね。このもの、そのものとこれをお出しになつたその形式の通牒というものとの関係は、今労政局長が一通りの御説明をなさつたが、その関係はどうなるんですか。言いかえますと、教育の資料なら教育の資料が拘束力を持つはずはありませんからね、通牒なら書くまでもなく拘束力があるべきですね、法理論からいきまして……。ですから、あなたの方では、答弁の中に一つまあ率直に言えば逃げておいでになるところがあると思う。これが拘束力を持つたら大へんだということを議論しておるこの質問者に対して、教育指針だといふよな言葉を使うことは、何も拘束力はないのだ、大したことはないのだというような言ひ方をなさる、單に参考に出したのだなどといふうな言ひ方をなさる。言いかえましたら、これはただその通牒を受けたものは参考に見ていいのですか。そうじやないでしょ。通牒といふものは言うまでもなく、一つの行政命令の一形態でしょ。通牒を受けたものはその通牒によつて、これによつて処理していくかなければならぬ拘束力があります。ですから、そこを当局はどう考えておるか、この方針でやれといふ、これは一つの命令でしょ、通牒は。ですから、そこをはつきり一つ性格を

ですね、明らかにしたいと  
思いま。

میں اس کا شکار کر رہا تھا۔

なニュアンスがあるということは、今

県知事になつておゆます。府県知事

一  
六

○政府委員(中西實義) おっしゃる如き若干詮しく申し上げたいと思ふが、これはおっしゃる如く、通譯の

しながら、ほとんどのところは、これは最後は裁判所なり労働委員会における交渉ということになると思ひます。

日の労働行政の現状からして、従来そういうニーナンスでやってきたといふ御説明はあるいはそうであるかもしら

もとにそのスタッフとして、関係の長、課長がおります。そこで国の方を委任しております場合には、これ

たが、実際個別の争点といふものを終的には裁判所で結論される、こういう事例なんだが、そういう事例の中でも適法、違法を明確にし、あるべき姿

別添として、全体が通牒の形になつておるわけであります。いわゆる参考として見ておけといふものじゃございません。やはりこの内容をよく知つて、そうしてこれによつて善処しろと、こういふことでござります。しかしながら、これは行政解説といふこととも関連するのでござりますが、行政局よりよ

針的なものは労政局の関係におきましては、もうほとんどがそういうまあ性格になつてくるわけであります。で、数年前も、実は労働協約に関するこういったやはり通牒を出したことがござります。で、こまかく労働協約といふものはこういう心持でこういふふうに

めかしかし要するところ、これは——  
の拘束力を持つておるものであると  
いうことは間違いない。拘束力は何も  
ない。ただ単に一つの労働者の見解を  
一つの参考に提示したにすぎぬという  
なら問題は別でありますけれども、通  
牒という形を持つた以上には、明らか  
にこれは拘束力がある、その拘束力の

それに対しまして出しますのは拘束を持ちます。ところが、労働教育の手はこれは府県の事務になつておりります。従つてこれは地方自治法によつて主管大臣はその事務について府県知事に協力を求めることができる、その施策についての助言、助力をするということしかできない。この指針は

あ担当しております労組法、労調法その他の法律ござりますけれども、これに対して、いわゆる行政解釈を下す部外面が非常に少いのでございます。そして最後の決定は、大体は裁判所な

組合するのか望ましいのだ、それからその内容も、この点についてはこちだとういうふうに、まあ相当詳細に書いたものを出しました。これはやはり労働教育指針。で、当時はその内容がまあ組合に非常に有利に見えたから、日本

あるものの内容が、言いかえれば、新たに労働大臣の権限を拡大するような内容があることが非常に重大であると同時に、労政局長、いわゆる質問者が問題にすることは、ただ解説の相違だ

り、あるいは不当労働行為なら労働委員会の決定に従うとしていることになっておられます。これがこの基準法等でござりますと、たとえば、労災補償の問題でも、ある具体的な問題が起つ

まえにうなづいて見えたのが知りませんが、非常にこれは組合から評議がよかつたのですけれども、そういう関係で、労政局関係のこういったいろいろの法に対する考え方方に對しての通牒というものは、ほとんどが労働教習

何を意味するのか、必要以上の批評を命令するのです。こういう見方をしようと、労働組合のあり方、労働者の行為を批評して、います。あるいは必ずしもが基準として出ているならばいいけれども、必要以上の批評があることは

など、これが業務上か業務外か、これによってこの労災補償の適用、適用でないというのが出てきます。そうしますと、勢い行政を行います必要性から、いわゆる行政解説を出してしまして、

的なものだというふうにまあ言えると思ふのですが、これは法律に対する行政官庁の権限がどの程度にあるかということによつて非常に違つてくるわけですが、労政局關係が持つ

にぱりさんばうしている。そういう考  
え方をお前たちは持てということをな  
ぜ強制する、解釈上の相違を、ずっと  
基準を出していくのならよろしいけれ  
ども、批判や皮肉や、あるいは極端に

これらのいろいろ基準によつて行政をや  
れ、こういうことになるのでございま  
す。ところが、この労使関係の法律  
は、労働大臣において持つておる権限  
というものは非常に少い。しかしながら  
中にはござります。

ております労働関係の法規に対しましては、行政官厅は直接の権限是非常に少いものしか持っていないという關係から、出しますのは、一応のまあ解説基準といふようなことになりますして、

いえぱりさんぼうしている、そういうことを命令するのはどういう意味ですか、私はその点を伺つておきたい。

審議委員会の任命をどういう手続でどう  
なにやるかというような場合は、  
これは直接労働大臣がやらなければ  
いけませんので、一応の労働大臣と  
しての行政解釈によりまして実行する

その性格は多く労働教育的になる、  
こういうことが言えるのではなかろう  
かと思ひます。

いましたが、私どもは気持としてはなんなことは全く考えておりませんで、事実をきわめて率直に述べたという気持ちでござります。

それから拘束力のお話でござりますけれども、これは勞死り出を想圖によく

県知事になつております。府県知事のもとにそのスタッフとして、関係の部長、課長がおります。そこで国の事務を委任しております場合には、これはそれに対しまして出しますのは拘束力を持ちます。ところが、労働教育の面はこれは府県の事務になつております。従つてこれは地方自治法によりまして主管大臣はその事務について府県知事に協力を求めることができる、その施策についての助言、助力をするということしかできない。この指針は通牒の形ではござりますが、法的な建前からいいますと、知事には拘束力はない、つまり助言だということござります。それから一般国民、労使に対する通牒の形ではござりますが、法的な建前からいいますと、知事には拘束力はない、つまり助言だということござります。それからいいます。それから直接もちろん何ら拘束力を持つてないでございます。それからこの内容につきまして、われわれはこまごまして直接もちろん何ら拘束力を持つてないでございますけれども、最後の判定は先ほど申しましたように、裁判所において行われるということになりますので、その意味において拘束力といふものは実はないということござります。

○藤田藤太郎君 中西労政局長、まあ大臣も同意されたのですけれども、從来出しておった行政解釈の基底をなしている精神、具体的な事例で違法か違法かを明確にする、こういう形であるべき姿といふものを出した、それは單なる教育指針ぢやなしに、通牒といふ拘束の問題が現われてゐる。そこで問題になるのだが、労働組合と使用者との間といふものはあらゆる問題、ここ

また、労働関係の解釈というものを終的には裁判所で結論される、こういう事例なんだが、そういう事例の中でも、違法、違法を明確にし、あるべき姿を出すのだといわれておるこの通牒の中でも、内容を見てみたいと思うのです。たゞ、ば労働省の出しておられる直接かどうか知らないけれども、あの新聞の次回通牒要約の欄を見ますと、団体交渉の内容といふものは労働条件、労働協約のみと考えられるべきだ、それでなければ、違反のよくな印象を与えるような頭で縛つていく問題だ。また内容に入りますと、いろいろと単に行われてきた問題よりもっともつと拘束しておられたように、根本的な考え方方が違法、行動権に制約を加えるような法解釈的な問題を並べておる。そして今言ふと、いろいろと単に行われてきた問題よりもっともつと拘束しておられたように、根本的な考え方方が違法を明確にするのだ、これで次官通牒といふ命令で、これに従いなさいといふ格好で出てきておるのだが、実際問題として、労使関係といふものはそういうものでしようか。労働関係法の解釈といふものと運営、実際問題との関係についてわれわれから見れば、押えつけられるようなないういふ通牒といふものが出来た意図といふものは、この前も質問したけれども、今のお話をせんじ詰めていくとなおわからぬ。そこそこあたりちょつと聞いてみた

○政府委員(中西實吉) 労使関係といふものは、ほんとうの自然な行き方としましては、労使の長年の間ににおける慣行によつてだんだんと打ち立てられていく、その間に違法となる事例が申

ないかといふのも一つの行き方です。しかしながら、自由にできてくる慣行の中では、必ずしもそれが自由にして民主的な社会、国家にとって望ましいものとは限らない。従つて、政府として健全なもの、望ましいものというのはこうだということについて一応基準を作つて、この行政の衡に當る者がそれを基本に頭に置いて行政に當るということは、私は必要じゃなかろうかといふふうに考へます。

○藤田藤太郎君 そこで、今の問題に關連してたとえば、交渉の内容の問題に入つたといつても、憲法で三

権の保障を明確にしておるとおっしゃる。労組法を見ても單に、労働条件、労働協約という労働省の意図されてお

る非常に狭い感じで法律はできていな

い。そういう形で出ておるのに、これを見るとき強く与えておる。それからたとえお前らは行き過ぎだ、何のかのといつてもとにかく動いてやいかぬという感

覚を強く与えておる。それからたとえば、先ほど最終的には裁判所がきめるのと言つておられたが、裁判所の下級

審は法現性がなければ云々といふよ

なことで、それは最高裁判所のときに出了問題ですけれども、労働問題で具体的に地方裁判所で結論がついてお

るやつを軽くあしらつておる。こうい

う問題も法文の全体の中からくるわ

けです。ですから、私はそろそろところをどう立場からこの教育指針が出されたとしか感じられない。そのとこ

ろあたりもう一べん聞かして下さ

い。

○政府委員(中西實君) ちょっとその間に誤解があるのじゃないかと思うの

ですが、憲法二十八条、さらに労組法、労調法、その他の、労働関係で

ございますが、その諸法によって労働条件の集団的な決定、これのために行使される團結権、団体交渉権、その他の団体行動権が憲法並びに労働関係

諸法によって保護されておるところだと、現実にはそれ以外の活動はござ

ります、ございますが、それは労組法なりまた、憲法二十八条が保障しよると

して予想しておるものじゃない、その

以外のいろいろの現実に行はれておる

行動というものは、それは直ちに違法

と言つていいのじゃないので、それぞれ関係の法規によって律せられる。し

かし、憲法二十八条なり、労働関係諸法が保護、保障しておりますものは、

その活動の範囲といふものは、一応この程度といふことが法全体の建前から

感じられるということを言つておるわけあります。

○大矢正君 まずこの出されている通

牒といふものに対する規定づけといふ

か、性格づけといふものが、私は非常に

指定をするという言葉が大きさか

もしれぬが、下級裁判におけるところの判例といふものは必ずしも妥当なもの

じやないということをうたつておる。今

それからまた、あとの方にくると、今

度は労働委員会の決定に対しても、これは単に労働の面だけ考へた結論だけであつて、民法であるとか、刑法上、そういうほかの法律との関連が具体的

にないままに結論が出されているか

ら、従つて、この結論もあいまいのものが多いういう印象が明らかにこの中

に載せられておるわけあります。こ

ういう面から考へると、私はこの

方が誤りであるかどうかお聞かせを

願いたいと思うわけです。

○政府委員(中西實君) このお読み方

により、受け取り方によつていろいろ

しておらないのであります。下級裁判所の裁判といふども、これは裁判と

して尊重すべきだといふことは、もう

つきまして異なる結論が出ている。

従つて表現としましては、最高裁で

すればそれが最も権威あるものになる

ということを申しておるのであります。

また、労働委員会の決定につきま

しても、それを尊重すべきことは当然

でございまして、従つて、それに対し

てとやかく申しておのではございま

せんけれども、これもまた、地労委、

中労委それそれ結論の違うのござい

ます。従つて私どもとしまして、もちろんここに書いてあります、こういう

ような考え方で、社会全般が、まあす

べてのことと御判断いただきたいとい

う欲望は持つておりますけれども、し

かしながら、これはあくまで教育指針

としてわれわれが考えたところでござ

います。労使を拘束するものでもな

く、もちろん裁判所、労働委員会を拘

束するものでもない。従つて、裁判所

には明らかに、何と申しますか、裁判

所を軽視するような面から考へてみて

も、労働大臣は憲法の内容はもちろ

んありますけれども、総理大臣の上を

いつたり、あるいはこの通牒の解釈な

いものは、これはむしろ裁判所の決定

やその他より優先する内容のものであ

るという、自己の何といふか、権益を

も、それは期待でございまして、そ

ども、われわれ、裁判所の判例はこれ

は尊重すべきじゃないと、いうことは申

います。

○山本經勝君 大臣が、衆議院の方に

同じ社労委員会があつて行かれるとい

う法律的な因果関係、まあ拘束力と

いうふうなものは全然ないわけでござ

いません。

も、それは期待でございまして、そ

れが正してことを確信いたしてお

りますので、それに従つたものが出るこ

とを期待はいたしておりますけれど

も、それは期待でございまして、そ

れが正してことを確信いたしてお

ります。

私ではない、政行の解釈の基準である。しかし通牒と名がつけば、いやしくも一応の拘束力があるものであるということをおっしゃった。その拘束力とは、つまり委託された知事に対してもあるのではないというふうになるのですか。そういうことは大臣の方に。  
○政府委員(中西實君) ちょっとと法律問題ですか……。先ほど御質問の通り、府県固有の事務になつておりますので、従つて、主管大臣は援助、助言をするにとどまるわけでござります。拘束力と言われますが、その拘束力という意味ですけれども、そういう統合いでござりますので、結局主管の大臣から、こういうものによつてやってもらいたい、やるのがよろしかろう、こういうことござりますので、従つてまあはつきり法律的に言いますれば、府県の知事がこんなものに従わないと言われば実はそれまでござりますけれども、まあ常識から言いまして、一応通牒として出ますれば、これを尊重してくれ、この助言を受け取ることなるならば、これは全く軽い意味のものに解釈される。ところが、この及ぼす影響はどういうことになるかといふと、現在労働組合が御承知のようにたくさんある。そして労働条件維持向上のために日常闘争を幾多展開し、しかも今日では、中小企業の中では、この労働法に基く各種団結権、団体交渉等十分に展開され得る条件をもつておらない点もあるのです。ところが、そういうことになつてきますと

いうと、むしろ非常に低い部分が下積組織を持つて、長い闘争でもって訓練をされて、そして企業の中における労使の力も均衡が保たれておるところはまだ少しとして、それ以下のレベルのところがあるのです。東京都内においても、東京亜鉛の争議があり、あるいは栗林、日本パルプの争議がある。こういうような実態を見てきましたというと、今後の行政指導にしても実際問題がたくさんあると思うのです。ところが、この通牒を今そろした団結の過程にあり、しかも低い労働条件のもので何とか改善しなければならないという熱意に燃えて団体行動を展開していくものがあるのです。こういふものにはこれらの規定をまんべんに、地方の出先きによつて、教育指針であれ何であれ、通牒でありますから、出先きはそういう立場はとらないと思うのです。そうしますと、勢い、結果的には山下委員の言われたよくなつていいが、組合側のあり方についてワクがあらわれてくるといふのはいわゆる争議に対する組合側の問題だと思う。ですから、大臣のおつしやるようすに、あるいは局長がおつしやつていいといふように、ただ單なる施策に対する助言という形で出されておつたとしても、事実はそうではなくて、逆な問題が起つてくる。そこで、私はこういふ点非常に問題があるので、具体的に事例をあげて次回に大臣の御出席を願つて、十分振り下げる御検討を願いたいし、さらにもう一点は、少く

とも労働者として、次官の名において通牒といふ形式をもつて出されたとすれば、これはやはり公平な幾多の労働法学者もおるわけですから、これらは意見を聞いたたぐいの話をあつた。しかし、それは特定の都合のもとでいいような人だけを引っぱって意見を求めたのであって、いわゆる公平な第三者的立場で事態を見ている学者等もたくさんいる、専門の法律学者もいる。しかも事件を取り扱った幾多の専門家がおる。ですから、こうした者の意見を少くとも私は聞く必要がある。そういうことを基礎にしてさらに検討を私はしたいと思う。ですが、今申上げるようには、大臣は衆議院の社労の委員会の方においてにならなければならぬということで、先ほどからせかねておるようですが、一応きょうの質問は中途でありますけれども、これで打ち切りまして、次回またあらためて大臣に御質問を申し上げたいと思います。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(千葉信君) 速記をつけて。

これにて暫時休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。  
それでは社会保障制度に関する調査の一環として、犬の咬傷被害対策に關する件を議題といたします。本件につきましては、東京都内に起りました小学生に対する大の咬傷事件について、その内容をつまびらかにするために、それとともにこれが対策について各当局から意見をだしたいと存しております。東京都府からは特に北浦歯科医師生課長を参考人として御出席願つております。なおそのほか本日出席しておりますのは、参考人のほかに、厚生省環境衛生部長橋本正康君、法務省刑事局長井本臺吉君でございます。それでは、北浦参考人から、本件の概要、経過並びに対策等についてお述べを願ります。

照らし合せますと、登録はしておりますが、注射の済んだ、俗に済み証と申しますあのメダルをつけておらない点によりまして、告発をいたしております。

もう一件は、二月十九日に発生いたしました北多摩の小平町に起きました事件でございます。これは放し銅いになつておきました雑種の雄犬でござります。平林さんの所有の大でござります。この大は反町和美さん八才に、顔面咬傷を与えた事件であります。この大は登録はしておりましたが、注射は、秋の注射はやっておりませんでし。た。なお、この問題につきましても、狂犬病予防法によりますと、その大が狂犬であるかどうかを決定する問題になりますので、狂犬病予防員といふ職員によりまして検査をすべく指示いたしましたにもかかわらず、勝手にこれを処分いたしまして、殺してしまったのでござります。これによりまして、その事実を突きとめまして、さつそくその所要部分を私ども検査所に送付いたしまして、今検査中でございます。これにつきまして、田下告発の手続をこれからやらるべく準備中でございます。

なお、もう一つつけ加えさせていただきますが、二十六日、一昨日でございます。赤坂にもう一件、九才と十三才になる子供にショバードの雄犬の頭の大が咬傷を与えた事件がございました、このような経過でございます。

○委員長(千葉信重) それでは政府委員の方々に対する御質疑を含めて御質疑をお願いいたします。

○山下義信君 私は本件につきまして、当委員会が特に取り上げ下さり



○山下義信君 この将來いろいろ必要な法律等も考えていただかなければならぬと思いますが、いずれにしても、今狂犬病予防法の中にはそのことの職務のために予防員というものが置いてありますから、これを十分活用するよう一つ検討していただきたいと思うのです。たとえば、登録しておるとかいいとか、そういうことは予防員は調べないですかね。それから一つには、そういうことを調べるために飼い主の家に行って、むずかしい言葉で言えば、立ち入りとか何とかいうことになりますが、法律もそういうことがあります。たとえば、登録しておられますか。もしなっていなければ、そういうことの必要が考えられはしないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(楠本正康君) 予防員は、私どもは從来指導といたしましてできるだけ戸別訪問等を行なつて、登録の催促、あるいは予防注射を勧奨するところです。従つて、場合によります

を職権としてかよらなことを実施して、いない建前上、まあ立ち入り権等もございません。従いまして、拒まれれば何と言えないということはござりますが、しかし、かような場合はむしろきわめて珍しい場合でございまして、大体親切に戸別訪問をいたしますれば、まあ話は大体指導ができるようになります。ただ私どもが一番困りますのは、この狂犬病予防、あるいは予防員の仕事というものが何となく大取りといふような、一つの何か暗い半面を連想いたさせますために、正しい犬の飼い方をお互いに力を合せて指導していくというようなことになるけれど、何となくこの受け入れる方で困難があるというような点もございます。この点は、私ども今後行政運用上十分注意いたしまして、決して大取りといふようないいやな感じのない狂犬病予防対策を進めていかなければならぬと反省をいたしておる次第でございます。

○委員長(千葉信君) ちょっとこの機会に申し上げておきますが、政府委員として警察庁刑事部長中川董治君が出席されております。

○田村文吉君 ちょっと私時間の都合で退席しますので、その前に関連して伺いたいのですが、今山下委員の御心配になつてゐる問題は、私もよくわからると思いますし、この問題は軽々に見のがしてはいけない問題だと思います。その意味におきまして、今狂犬病の取締りの方から何か手がないかということいろいろおただしになつておりますが、私はこの間、新聞記事を見た

ときには、東京都市内に猛獸が横行していることを平氣で許していられるが、それは一体東京都としてそういうことは何ともお考えにならぬのか、あるいは今警察關係あるは厚生省關係ではそういうことを何ともお考へにならぬのか、こういうことを私は痛感するけれども、七つや八つの子供が最近において三件も侵されておる。しかも一つの場合には野放しの犬である。一つの場合には、非常に大きな犬を一人の人間が連れて歩くのは、ちょうどドラマクマを町のまん中を引っぱっているのと少しも変わらない。そういうことを今日東京の都内で許さるべきか、こういうことをだれの責任として取り締られるのか、こういうことについて私は伺いたい。

それから一般的に御質問の、獣獸の類で危険を及ぼすというものでそいつを禁止する法律、そういう法律は現行法の罪等に多くの場合は該當すると思うのですが、傷つけ、だれかを殺すというよりなつになりますれば、もちろん刑法の罪等に多くは該當すると思いますが、それがれども、それ以外、軽犯罪法に本件に關連いたしまして規定等もござりますので、そういう犯罪の面につきましては、警察はもちろんこれをやつております。ただし、その犯罪を犯す以前の状態については、警笛はもちらんこれをやつております。ただしましては、何といつても危険な状態があり得ますので、これは警告等をいたしまして、どうも危ないから警笛をつけていただきたいというような警告等は行なつておりますけれども、申行法におきましては、そいつをだれが許可するとか、そういうふた規定があり準備されていないのですから、そういう点につきましては、これは完全な法律規定がございません。それで現在ありますのは、条例で、地方自治法に基きまして条例で若干本件に関して規制を加えられている向きがござります。たとえば、闘牛等でお互いに動物同士戦わすというような場合につきましては、東京都の場合には東京都条例、都知事のもとに置いて条例がございますので、その条例でひつかかる場合があり得る。ただいまの山下委員の御意見の、狂犬病のことはわかるけれども、狂犬病以外の一般畜犬について条例がござりますので、その畜犬があつたわけですから、根本政府委員からもお話をありました通り、現在は、国の法律の規定は、刑法でございません。それで、われわれいたしましては、結果としてだれかをやつてしまつた場合は該當すると思いますが、それ以外、軽犯罪法に本件に關連いたしまして規定等もござりますので、その犯罪を犯す以前の状態については、警笛はもちらんこれをやつております。ただしましては、何といつても危険な状態があり得ますので、これは警告等をいたしまして、どうも危ないから警笛をつけていただきたいといふた規定があります。

法とか駢犯罪法以外にはございませんので、されども若干の都道府県、公共団体等におきまして、たとえば埼玉県であるなどは、一般畜犬について必要な規制を行なう条例を埼玉県等で実施しておる。こうした状況でございまして、國の法令といふたしましては、刑法とか駢犯罪法にないたまでは、刑法とか駢犯罪法についてこれをお面はござりますけれども、それ以外の面につきましては、狂犬病についても、地方公共団体等が當該公共団体の実情勘案の上、いろいろ御工夫になって、あるいは条例等における立法等を考えておられる向きがあり得る。これが現状でござります。

○田村文吉君 もし、國の刑法で取り締まる方法がないというような場合に、さりとはいながら、一方には駢獸が東京のまん中を毎日横行して歩いておる。こういったことを放置しておいて、さて灾害がなかったかと言えば、はつきりとした灾害が最近において三件も起つておるこういうことを取り締まる方法がない、あるいはこれを刑罰に付する方法がないということでは、いかにも不安でならないのでありますから、東京都として、条例で、そういうことがあった場合には、直ちに撲殺しなし、それに対して刑法上のあれをもつていくような考え方はありませんであります。

○参考人(北浦跡太郎君) 実は、都邑の世論として非常に巻き上つておられますのにこたえまして、これに対する対策を再三立案いたしたんだありますから。

が、私衛生当局に所属しております。それで、犬の衛生問題以外のものは意見を出しきれません。私の立場として責任回避をすることはできませんので、何とかこの案を案出すべく現在下考慮中でござります。具体的に申し上げますと、狂犬病予防法の内容からいきまして、狂犬病といふものを対象にして伝染病が感染するかという問題は、学術的にちよつと考え方の問題がござります。従つて、この狂犬病をとらえて条例等を作ることは、非常に疑義がござりますので、現在では保留命令等だけをいたしておる次第でござります。従つて、しかば、これを治安維持的な面から警察行政として取り上げていただきたいがかかる問題になりますけれども、先ほど厚生省の楠本部長がお話になりましたように、かんだ場合に、必ず衛生当局に対して犬の狂犬病であるかないかを、判定を依頼されることはいつも通例でござります。従つて、この恐怖の中には狂犬病のこわさというものがかなり強く繰り込まれておるのでございます。これらの方につきまして、東京都としての、地方庁としての立場から考えますと、狂犬病予防法を一部改正していただけたら、この問題はある程度大については解消するんじやないかという気持を現在我持っております。と申しますのは、たとえば、畠を荒すとか、あるいは庭を荒すといふ苦情も非常にたくさん殺到しております。咬傷はもちろんの問題でございますが、犬をかりに常時つないでおけといふことがもしできましたら、かなりこの被害は少くなる

う根拠はどこにあるかという問題でござりますが、狂犬病の発生動機といふものは、大同士の接触にあるのであります。まして、大同士の接触を排除すると同時に、感染の動機のもう一つは、大同士がかみ合うことによつて特に感染するのであります。従つて、先ほど楠本さんのお話にありましたように、狂犬病を常時これを未然に防いでいく措置としては、かむ動機をなくさるといふことも必要ではないかといふことが考えられますので、結局つないでおくということは、愛犬家にとっての常識であらねばならぬわけでござります。このつないでおくことによって結局は煙を荒し、あるいは糞便を勝手に方々の公道にするということも防げていいのじやないか。苦情の大半はこれで解決するのじやないかというふうに大に關しては考へております。

過剰ということで余りますので、そうしてだんだん町場に出てくる、こういふ傾向等がございましたので、これは一般的の傾向でござりますけれども、こういったことで、とにかく被害が起りますから大へん国民の方々に迷惑をかける、お互いに迷惑をかけるといふことで警告はいたしたのでござりますけれども、具体的にそういう獣獸を持つておるだけ、銅つておるだけをもって直ちにこれはいかぬという規定は現行法上ないのでござります。それでそこには現在大へん御心配の点があろうと思うのですが、私どもいたしましては、直接の危害がある、こういう場合には、現行法で警察官等職務執行法で直接に危害があつた場合は制止でますが、これはやり得るわけですが、直接の危害まではいかぬけれども、どうも銅つておる……、こういう点につきましては規制する方法が現行法ではないのであります。その点につきましては、いろいろ立法その他について関係各省と考究するのも一つの方法なんですが、けれども、関係者の、国民の御自覚等によってだんだんそういった危険をなくしていく、銅い主等特にそういう注意を持つていただきたいということいく方法と、法律等によつてさらに厳重にするようにしていく方法と、二様考えられると思うのですが、現在のところは、若干ちらほらく出てきたといふ程度のことなどでございますので、そういう関係でまあ銅い主の方々の御自覚を——自覚と申しますか、人に迷惑をかけないといふことについての自覚をしていただぎますいろいろ注意していくたゞく、こういふことで警告等はいたしております。

○田村文吉君　念のために申し上げますが、私の猛獸々と申しておりますのは、今の猛犬のことを言っておるのです。つまりああいものが町の女の子がいるところに飛びかかるつて二匹の大が食いついたということは、まさしくもう猛獸であります。そういうものを取り締まる方法がないということが困るのですが、何かそれに対する対策が考えられるかどうかという点で伺つたので、なおこの点については、山下委員からもいすれ引き続いで御質問があると思いますので、私の質問はこれで終ります。

○山下義信君 今田村委員からも問題の焦点に触れられたんだありますが、それから東京都の方からも一応お答えがあつたのでありますから、常時係留することを命令することはできますか。

○政府委員(橋本正康君) 現在の狂犬病予防法に基きまする係留は蔓延の防止——蔓延のおそれがありといふ判断のもとに都道府県知事が係留命令を発し得ることになつております。従つて、この数年引き続いて狂犬がなかつたといふような事態になりますと、この係留命令を発するには相当な騒ぎが生ずるのでないかと存じます。しかしながら、私どもは東京都にお願いをいたしました、相談をいたしまして、なるほど東京都においてはすでに緊急的な蔓延の状況は見当りませんけれども、しかし、現在東京都におります約二十一万頭の飼い犬というものを、今ここで放し飼いにいたしますことは一そろ弊害も伴いますので、これらの点を勘案いたしまして、多少法文上難處はあるかと存じますが、東京都と相談の上、引き続いて係留命令を継続している次第でござります。

○山下義信君 私どもそういう点も、将来、法の改正の中で検討をしていただきたいと思うのであります。が、先年狂犬病予防法の現行法を審議いたしましたときに、これは政府からその当時配付されました資料であつて、まあ少し古いかかもしれません、今取り出してそれを見ますと、諸外国には普通の犬の飼育についての法律が非常に完備しており、飼い主のエチケットその他いろ

いろいろに規定されて、非常なスマートなものがあるということと、その立法令等も資料として当時いただいたことがあります。野放しを許している国は先進国ではないということなんですね。私はこの点は一つ当局にも大きい検討されまして、係留ということが非常に手段でなくして、係留というか、係留的管理というか、十分に注意深い飼育が行われるというごとのいろいろ法律的な明快な一つの根拠を規定されたいと思うのであります。が、御所見いかがでしょうか。

す。人間以上の大きなグレートデンを二頭、しかもそれは獸医学校で勉強した人であるということあります。その専門家が連れて歩いておつても、子供に飛びかかった時分には、もう制することができなくって、こういう事件が発生した。そういう猛犬といいますか、そりいつたようなななかなが管理に手の要るような種類の大の外出、連行等につきましては、たとえば、自転車に一人で乗つて三頭も四頭も運動に連れて歩いているというようなことも、私どもは十分注意していかなさやならぬと思う。また、外出等については、高木博士は、許可証を出したらどうかということの御意見もあるようであります。まあ、大に外出許可証を出すということもどうかと思いますけれども、しかし、外に連行する場合に、そいつたような大きな猛犬的な大になりますと、口輪をつけさせというような規定も必要じやないかといふことが考えられる。こういう点につきましては、楠本部長、どう考えられますが。

とをいろいろ研究をしてみましたが、なかなかうまく方法もございません。そこで、これらの点も今後十分に一つ指導をいたしまして、飼い主の協力をいたしまして、何とか改善しなければなりません。いろいろ狂犬病予防法の中においても、一般的な犬に国連の点があつて、いろいろ法律内容についても検討する必要がある。また、一般的な犬についても、今回の事件にかんがみまして、適切な法規が必要ということだけは、これはもういなむべからざる事実です。今までの質疑応答の中で、これが強く感じられるわけですが、私はこの際、法務省の井本刑事局長おいで下さつてあるようですが、そこで伺うんでありますが、先ほど中川部長からも、軽犯罪法の話が出たんです。私もそういう点はしろうとしてつまびらかであります。こういうふうに犬の飼育をしておりまして、そしてその飼い主、あるいは飼い主の使用者等の大の管理が不十分であって、そなたの方でそれを取り締つていただくなれば、というような方法がないものでありますかどうでありますかといふ点でありますね。実は先ほど冒頭にこの種の事例についての御報告が東京都からあります。

ました。大を運動に連れて歩いておつた者は歯医学校で学んだ男で、大を銅うために雇われておる。大をいろいろ世話をすることが仕事で給料をもらつて主人に雇われておる。それが連れて出てそして少女に危害を加えたのですから、その連れて出ておつた本人が業務上の過失罪で麹町警察署が告発しました。それはまあいい。ところが銅い主はてんとして、おれの責任じゃないと、こういふのですね。そうして、今朝の新聞にも報道されておりますが、被害者の家に見舞にも行かない。てんなどうぶいておる。これはまことに不道德な話でありますしあしかし道徳上のことを責めたつてしようがありませんけれども、銅い主に一向責任がないのですね。それで軽犯罪法におきましては——私の調査も疎漏でござりますが、そういう危害を与えるようなものを野放しに置いたときには軽犯罪法に触れるようになつておりますが、今の責任がないといふようなことはどうかと思う氣がするのであります。それで銅い主のエチケットがいろいろな御指導をして、軽犯罪法におきまして何とかいつ警告を与えていただく、つまり銅印の罪法を用いてその責任を追及し得るような必要があるのでないかと考えるのであります。その点はいかがでございましょうか。

記録の点を先にちょっと申し上げたいと思います。この水橋章吉という人につきましては、私の方には、毎年大の登録をする登録を申請しなかつたといいます。それから富田栄という犬を連れて歩いた者につきましては、これは業務上過失傷害ということで事件の送致が行われております。

私、法律の観点からかよろな大を自由に二匹連れさせた主人の水橋章吉という人の刑事責任が現行法でどういうことになるか、十分の注意が足らなかといふやうな点も多少考えられまするが、現在の状況では、この点は、そろ重い刑をもつて臨むほどの事件とは一般的には考えられないであります。ただ、保留命令といいかよな狂犬病予防法関係の事案といい、私、私事を申し上げて恐縮でございますが、私も実は杉並に住んでおるのですが、朝約十分くらい散歩いたしますると、十数匹の野放しの犬が歩いておるのであります。一向に保留命令が實際行われていない、結局法律を作りましてもさような命令が行われていないのでは何もならないのでございまして、先ほど以来いろいろお話をありまするが、狂犬予防法でも、登録と注射と保留命令を厳格にやっておれば、おそらく本件のようなものもある程度防げるのではないかと思うのでございます。たまの現状では、本人の刑事責任につきましては、ただいま申し上げたよ

点が送致になっておりまして、来週早々所轄の東京地方検察庁で関係者を調べるということになつておりますので、その結果を待ちませんと一般的な結論は出ないのでござりまするが、とにかく、与えられた法律がある程度励行いたしましても相当程度の効果があるのではないか、その法律の励行以上にさらには次の罰則規定など設けるといふことにつきましては、ある程度必要かとも存するのでござりまするが、私がいたしましては、ます現行法を厳重に励行していただきたいということを考えます。

それからお話を軽犯罪法につきましては、確かに何といいますか、人畜に危害を加えるようなものを放してはいかぬといふようなことがございまして、

本件は三四を一応つなぐにはつないでおつたようでござりますから、放したう

には入らぬかもしませんが、少くも当該の大を飼養しております。富

田といふ人の件につきましては、これは業務上過失になるか、あるいは普通の過失になるかわかりませんが、ある程

度の過失罪があることは明らかでござります。過失によりまして人に危害を

与えたということになりますれば、これ

はりっぱな刑法犯でございまして、

その点につきまして、これを処置する

いふ、どうも大もあるのでござりますから、現行の程度で法律がい

るもののかどうか、私少しく欠ける点が

あるのではないかということにつきま

しては、先ほどお尋ねの点まことに同感でございまして、もう一度法律の勵

行以外に、現行法について欠陥がどの程度にありますか、さらに検討いた

したい

こと

です。

○山下義信君

刑事局長もおいでにな

りますし、中川刑事部長も見えており

ます。関係者がおられますから、こう

いう場合の処分は、現在の法規ででき

ますかどうかお聞きします。狂犬予防

法の登録もない、注射もしない、そ

ういうものを飼つておる。登録もしな

い、狂犬予防注射もしない、狂犬予防

法に違反しておるのであります。その大を保

留はしておるでしょう、野放しにはし

ていなし、飼い主はある、のら大では

ない、その大を没収することはできま

すか。それでやや没収に似たよ

うなこと

とが狂犬予防法の中にある、何か保

健所へ連れて行く、のら大みたいな届けがあつたら、飼い主の不明なものが

よろくな大については没収することがで

きただばらんと違うと思うのですが、

今ではそれはどうすることもできませ

んか。

○政府委員(補本正彦君)

今は罰則的

な方法で没収というようなことは法的

にはできません。従いまして、さよう

な犬は捕獲いたしまして、そろして飼

い主に返しますときに、返すかわり

に、すぐその場で登録と注射をしろと

いうような指導をいたしましてそらし

て必ず登録させる、注射をさせる。そ

ういうことによつて飼い主に返してお

るわけあります。今のところは、さ

うもしそれを没収とか処分とか、ま

あ露骨にいえば殺したら、所管都知事

へ連れて行つた大を、あれは私の大で

すと飼い主が判明したら返すでしょ

う、もしそれを没収とか処分とか、ま

あ露骨にいえば殺したら、所管都知事

へ連れて行つた大を、あれは私の大で

すと飼い主が判明したら返すでし

検挙しております。それで、そういう  
大を用いて軽犯罪法に触れるまたは刑  
法に触れる大につきましては、警察と  
しては、どしどし法を適用いたしまし  
て、法の執行を厳正にして問題の解決  
に当りたい、こう思つておるのでござ  
います。

第三点の、刑法にも触れない、軽犯罪法にも触れない、ところが、いろいろどうも大きな大がある、こういう点につきましては、しばしば御指摘がございましたように、現行法でも狂犬予防法の法律があり、あるいは若干の都道府県においては条例の定めがありますが、そういった点については御指摘のような事情等もありますので、それが法令で、法律的にも困難な点がありますし、実際問題としても非常に多数のケースでございますので、そういう指導導するという点も、ことに犬の飼い方等につきましては、警察としては専門でございませんので、そういう指導、そういう犬の飼い方に至るまでの指導等につきましては、警察といふ機関の性格上若干隔阂がござりますので、そういう点につきましては、厚生省といたりすることになりますと、警察といふて、よく現場を検討してみたいと思うのでござりますけれども、そういう今申した第三の点につきましては、相当考究すべき問題でもありますし、また、初め関係各省ともよく相談いたしまして、よく現場を検討してみたいと思いますけれども、そこで、法の執行を厳正にいたしまして、やつて參りたい、過去もやつておるつもりでございますが、今後とましてもさらに厳正に取締りをやつて参りました。いかつておるのでござります。

○山下信吉君 私が大臣に伺います前に、もう一つ文部省政務次官が見えておりますので、簡単に伺うのであります。が、実はお聞き及びでございましょうけれども、都内におきまして、ただいま東京都の報告によりますと、昨日もありましたし、猶大が小学校児童などに危害を与えた。それで文部省とされましては、児童、すなわち小学校の低学年の子供たち、これらが通学の途上等におきまして大からまれて傷を受けたというこの件に対しまして、どういふふうに御注意を下さいますでしょうか、御配慮を下さいますでしょうか。あるいはそれらの大の管理その他について、法的に不備、その他の諸問題について、関係者に十分嚴重な配慮を文部省としても強く要求なさるお考えでありますから、政務次官を求めました。特に政務次官の御出席を求める点、それから一面は、私は教育に無関係とは私は言わぬと思う。本日の委員会に文部政務次官の御出席を私は求めた。われわれは主として国会の御答弁を大臣もしくは政務次官に願いたいと思いますから、政務次官を求めた。ところが、文部省に何の用があるのでしょうか。大が子供をかんだことについて何の用があるでしょうかと言わねばかりの何があつたのでありますか、用がなければそれでよい、何らの感じもなければそれでよい、あるいは子供が大にかまれたのが学校の校内において起きたことではない、直ちに直接つながりがあるのじやない、文部省は大の所管でないといふような感覚、センスならこれはよろしい。しかし、私はこれにはなかなか軽々には考えられない。子供を危害より守るということも大切な

局の御苦労を今伺つたのであります。ただし申し上げた前段はそれなんです。しかし、私は今危害をいかに防止しようかといふ、その關係当局の御苦労を今伺つたのであります。言うまでもなく、お互に幼少のときを振り返つてみると、犬はみんな飼っています。人間の愛情の芽ばえるのは、私は心理学者じやありませんけれども、犬を飼うことによつて私どもは愛情を覚える、動物を愛護する教育上非常に重大な要素だらうと思ひます。が、このことによつて子供と犬を離すわけにはいきません。子供と犬は、何といつても子供と犬との親善関係は、もうますます動物愛護の上からいきましても深く考へるべきであります。あなた方の教育なんとか規程の中にも、動物に対する愛情を云々といふ文部省規定にもある。それでこの点につきまして、文部省としても一つ重大視していただきまして、関係當局に対しての危害防止の点、また、犬を愛護するという動物愛護の精神との関連性におきましても、一つこういう案件を、こういう事犯を、こういう問題の発生を契機にされまして、何かこれがプラスになりますように、指導の方におきまして、同時にまた、父兄等に関連いたしましても、何だ、犬の問題かといふ考え方でなしに、一つ特段のお考えをお願いしたい、こういうことで文部當局の御所見を伺いたい、こういうことでござります。

視いたします。影響の大きい事件は、表面小さく見えましても、私どもこの所管委員会として直ちに取り上げて検討する。そして一般国民に不安のないよう問題の善処をしたいと考えまして、委員会はその点を容認されまして、この問題を出した次第であります。それで結局、所管は厚生省の所管が主でございますが、それのみではございませんが、関係の法律等につきましても改正をする点が多くあるようになります。そこで、大臣におかれましても、至急一つ関係法規の御検討を願いまして、必要な改正案を早急にお出し願うという御承認がいただけましょうか、どうでしょうかが、お答えいただきたいと思います。

ることにこの參議院の委員会等にも、先ほど來活潑な御意見等を承わつておられますので、対策といたしまして、立法措置を一つ研究いたしまして、すみやかに適正を期するよ<sup>う</sup>な措置をいたしたいと考えております。

人が獸医学校を出たような人が歩いているような場合、その関係はちょっと自家用自動車の運転をするのと同じだと思う。業務執行に因しての傷害が起つたものに対しても、当然これはほんの人がやるということにも責任を負います。なければならないと思うのであります。が、その点の御見解はいかがですか。

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。  
 それで奄美大島群島関係の戦没者にかかる葬祭料未払いに關する件を問題に供します。質疑を願います。

ら事務上のます経過を伺つておきま  
い。  
○説明員(石塚宣雄君) 御説明申し  
て  
終戦後死亡処理されました遺骨につ  
きましては、昭和二十二年の六月五日か  
に当時行政が分離しておりました関係  
上、奄美大島関係の遺族の方の遺骨百  
枚ます。

部であります。が、大体第四次分まで  
の分につきましては、日本銀行の方へ  
供託いたしましたのであります。ただ、  
供託の定額は二十二年の五百八十円と  
いう定額で一応供託しておる次第でござ  
ります。

10. The following table summarizes the results of the study.

○柳原康士君 この事件に関して非常に  
かとうございました。  
とつひな」とを承るわけですが、  
自家用自動車が事故を起しましたとき  
に、その事故の責任は運転手だけでな  
しに、その自動車を持っている人に  
も責任は及ぶように私承つておる。  
私自身そういう場所に遭遇したことが  
あるのですが、その点はいかがでござ  
いましょうか。今大の弱い主の責任に  
ついてお話をありましたので、ちょつ  
と少し違うようですが、その点を井本  
さんに。

○政府委員(井本嘉吉君) 所管外で恐縮ですが、七百十五条の業務執行といふのは、ちょっと無理ではないかと考えますが、おそらく問題の関係は民事の関係でいきますと、七百十八条の規定の適用があれば当然大の占有者である主人が責任を負わなければならぬということになるのではないかと考えます。

○委員長(千葉信若) 本件に関する本日の質疑は、この程度にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。」「異議なし」と呼ぶる者あり

○高野一夫君　まず私は、引揚援護局の事務当局から経過並びに実情について説明を願つて、あとで大臣がおいでになりますから、大臣にかわって中垣政務次官から、これに対する見解の表明を願いたいと思うのであります。が、この件は、私は最初めて知りまして、實にびっくりしている事件でござりまするが、それは奄美大島群島は御承知の通り、二十七年ですか、ようやく日本の行政権内に復帰して参つた関係があるわけですが、この奄

六柱を沖縄政府の方へ送つておりります。統計まして、二十三年の十二月三日に三百二十三柱同様に送つております。統計まして二十四年の九月二十四日に百九十六柱送還しております。統計まして二十五年の四月二十一日百六柱送つております。二十七年の七月二十五日に九十柱送つております。二十八年八月六日に十柱、それから二十八年八月十八日に三十一柱送つております。なお、二十四年の十一月ころから沖縄県の方へ送還しております。した道骨のうち、便船を利用してしまして向

なつておりますか。その後、奄美大島がこっちの行政権に復帰した後はどういうようになつておりますか。

○説明員(石塚富雄君) それは逐次送つております。

○高野一夫君 逐次といふのは、金額はどうなつておりますか。その年度年度に、たとえば五千三百円の場合、五千七百円の場合と、こういふようならうだ、そのときそのときの定められたる費用で隨時支障なく向うに支払つておられるわけですか。

○政府委員(井本嘉吉君) 私実は刑事の方を担当しておりますので、民事の方は直接の新音の外でござりますが、

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

美群島出身の戦没者に対する葬祭料、あるいは遺族引き取りの経費と、こう

うへ行かれる方に、船長に託したり、  
あるいは内地にありますところの親戚

県庁を通じまして、その引き渡しの定期で引き渡しております。

○高野一夫君 私はこの際、本日の葬儀題に問題を追加いたしまして、海美士島群島関係の戦没者にかかる弔祭料を払いに困る件がございますので、それを問題に供せられるように動議を提出いたします。

いながら採譲する費用が復興税は渡つてゐる。復興前は全然渡つていないで、しかも一番最初制定されたる五百何十円ですか、わずかの経費がそのまま日本銀行に供託されたまま今日に至つて今までに過族に渡つていません。

関係の方々に贈送しましたのが千八百入柱ござります。合計三千六百七十九柱ござります。これらの遺骨に対する送還時の葬祭料、当時は遺骨埋葬經費でございますが、經費が当時の定額と申しますと、昭和二十二年六月

○高野一夫君 そ、ういたしますと、十四年までは日本銀行に供託してある。それが五百八十四円で、その後年々金額が变了たにもかかわらず、一番最初の五百八十円のまま毎年々々それを計算して日銀に供託してある。この

損害を与えたというようになりますれば、民事上の損害の負担は所有者がしなければならないということに

○谷口弥三郎君 ただいま高野委員の御提案されました点につきましては、

こういう事実を私は最近承知いたしましたのであります。詳細のことは事務当局から御説明があると思うので重複します

が五百八十九円でござります。二十三年  
が三千円でござります。二十四年の九  
月は三千円でござります。二十五年の

なるのであります。「事業ノ執行ニ付キ」という文字が使ってありますけれども、さような条文に該当するかどうかといふことで所有者の責任がきまるというふうに考えております。

○柳原事君　ただいまの場合、その大の飼育並びに運動を命ぜられて、その

○委員長(千葉信君) ただいま高野委員から提出されました動議の通り、  
の際、追加いたしまして、奄美大島選舉に  
島関係の戦没者にかかる葬祭料未払い事  
に関する件を問題に供することに御異  
議ございませんか。

から申し上げませんが、この奄美群島の戦没者の遺族に対するさようなものの支払い状況、あるいは未払い状況、それが済んだり済まなかつたり、供託したり、供託したまましつばなしにしておいたり、こういう実情について、どういう経過であつたか、事務当局か

四月が三千二百円でござります。二十二年  
七年の二月が五千三百円でございま  
す。二十八年の八月が五千三百円、二  
十四年の十一月から沖縄県庁へ便船を  
託して送還しました分は五百八十四円か  
ら三千円の間にまたがっておりま  
す。これらの埋葬経費につきましては、全

○ 説明員(石塚富雄君) 五百八十九円を  
供託しましたということは、供託の法  
らない理由があつたとして、それが今  
日おなそのまま供託されっぱなしに  
なつてゐる、これはどういわけであ  
るか。その二点について一応伺いた  
い。

律事項としては、供託しますれば弁済の代り債権債務が消滅するといふこと、年に四年はすでに三千円になつてゐるのに、なぜ二十二年の五百八十四円を

○説明

のですが、どうなんですか

前もおそらくそうだったろうと思う。

になりますが、当時供託の意図としましては、この三千円のものに対して五百八十円を供託したということは、必ずしも債務の本質にかかわった弁済とは認められません。それは先ほどお話を上げておいたが、まことに、

のですが、どうなんですか。  
○説明員(石塚富雄君) 十分余裕を  
もって組んでおるとは申しません。ま  
あこの程度のやり繕りは、あるいはつ  
くんじやないかと思います。

解せられませんので、この点について  
は必ずしも債務は消滅したと考えてお  
りません。この供託の意図は、おそらく  
く当時の当事者としては財源を確保す  
るというような考え方で供託されたの  
が、供託の意図が債務の弁済を免れる  
ということでなしに、幾らかでも財源の  
確保でもしておこうというので供託  
したのではないかと私ども考えており  
ます。

**○高野一夫君** これは国の予算でし  
て、国から出る金です。そこで二十一  
算を組むということも考えられたの  
じやないかと思つております。  
まして、そうしてそれを財源にして予  
算を入れますして、そして払い戻しし

○説明員(石塚嘉雄君) 十分余裕をもって組んでおるとは申しません。まあこの程度のやり繕りは、あるいはつくんじやないかと思います。

○高野一夫君 それじゃ一步譲りまして、この程度でやりくりができるものとあなた方が想定されて、とりあえず、五百八十八円を基準にして供託されして、それが今日までなぜほつたらか

前もおそらくそうだったろうと思う。それが今年になれば、三十一年度中に何とか解決したいと、こういうことで、厚生省の言うことはだれも信用できませんよ。そこで私はもう一度伺うのですが、二十二年分は五百八十円という計算で、二十三年は三千円、二十四年も三千円、こういうふうなことで計算をして渡せますか。当然渡すべきだと思うが、その渡す金のことをお考へになつておりますか。それならどうぞよ

○高野一夫君 私はあなたの、授業課ではないかと思つております。  
○高野一夫君 二年後も三年後も、前年の、それがだんだん遞減してくるなら別であります、だんだんふえてきた。一番最初二十二年はわずか五百八  
長のおっしゃることはどうしてもわからぬのだけれども、これは財源の確保とか何とかいつても、当然遺族にお渡しなければならない金である。しか

年度は五百八十四円で、百六柱分を供託して、二十三、四年はそれの金額がやえている。それをどういふうにしてそれがじやこの金をお出しになるのですか。一応は五百八十四円の割合で供託してお

してあつたわけですか。しかも復帰後は、それに準じ、順当に支払つておられ  
る。復帰前のものは供託したまゝはつ  
たらかしてある。これはどういゝわけ  
ですか。あなたのお話によれば、復帰  
三千円が規定の定額であれば支給でき  
ます。私が先ほど申し上げました  
は、三十二年度のは中止とす対策として

十円、それを財源の基礎にして供託している。そうして次の年からだんだん金額がふえてきた。そういうような場合に、これを支払う方法がないことになると思うけれども、それはどういうふうにお考えになつたか。

〇説明員(石川富雄君) 一応この埋葬

も奄美大島は終戦後何年かたつたら日本に復帰する、これは復帰したら日本並みに渡さなければならぬことは自明の理である。それをただ財源確保のために、初年度の一一番最低額で供託して置くということはおかしいじやありませんか。次の年は三千円、次の年も三

いて、そうして今度はまとめて支払う場合は、どの予算でどういうふうにし  
てそのお金を出しになるのですか。

千円、あるいは五千円、これは遺族の未復員者給与法に基くものでござります。当時の法律の規定としましては、遺骨を引き渡したときの定額といふことになつておりますので、そういうふうな考え方で、したのだと思います。

番最低の金額で供託していく。払うときは全額を、もつとたくさんふえた正規の金を払わなければならない。その払う金はどこから出さつもりであつたか、こういふことです。

○高野一夫君 その当時の五百八十円  
といふのは、二十二年が五百八十円、  
二十三年は先ほどあなたのお話の通  
じ、三千円、二十四年も四年も三千  
円、二十五年は三千二百円、それから  
二十七年には五千三百円、こういふ  
うに毎年上っているわけなんで、それ  
を二十四年までを供託しても、したな  
らしたでいいけれども、その二十三  
期がくれば五百八十円を渡し、次の年  
は三千円を渡す。これは当然遺族に渡  
さなければならぬ金である。遺族が  
受け取る金である。それならば、百二  
十六柱なら百二十六柱分の三千円とい  
うものは確保しておかなければならな  
いのではないか。それをなぜ最初の最  
低の五百八十円で財源確保といふこと  
ができるかどうか、このことが私はわ

○高野一夫君 留守 家族援護費は、年々そうすると余裕をとつて予算が組んであるのか。一べんにこういうふうに増額された分をまとめて大島の遺族に支払わなければならぬとした場合に、毎年々支払われるような余裕があるようには予算は組んであつたわけですか。私はさよろこびました。

決た島○としてかきい

ものでしたから、そういう実はいさつがありまして、なかなか解決つずに残つたわけです。これはいつまでも放置できませんので、われわれとてできるだけ早くこれを解決したいと思います。

答を願いたいのは二十二年に五百八  
十円、その後は、その年々に皆さん  
が内地の人にお渡しになつた金をお渡し  
しなるつもりである。かどうかといふと  
ことを一応伺いたい。

卷之三

卷之三

○高野一夫君 それがわからない。金の問題は法律に従うということは、どうなんですか。二十三年、二十四年もやはり五百八十円といいう意味ですか。三千円ずつお渡しになつておるでしょ

○高野一夫君 その年々の定額で今度まとめてお払いになるということならば、まあ一応了承するとして、もしも二十二年に五百八十円もらっておったならば、これは五百八十円が非常に役に立つただろうと思います。それを十二年たった今日、当時の五百八十円もらって、一体何になるか、まあ何にもならぬということはないだらうけれども、それを今日まで延ばして払わなかつたのは、いろいろな国際上の事情もあつたでしようけれども、政府としてはこの五百八十円を、これを十年後に換算して、今日のこの定額に直して支払うということは考へられたことはありませんか。

○説明員(石塚富雄君) 法律では、それぞれの支給事由の生じた引取満賃について、それぞれの支給事由については従前の例に従つて支払うということに明記してありますから、貨幣価値の変動に応じた支給方法ということについては、何ら規定しておりませんので、そういう支給方法はちょっと考えられません。

○高野一夫君 政務次官伺います。  
そこで中相政務次官の御意見伺いたいのですが、十年もほつたらか

されておつた五百八十九円が、十年後の  
今日、なつかつ今日の五百八十九円で支  
払わなければならぬということは、法  
規の建前上はあるいはやむを得ないこ  
とかもしませんけれども、いろいろ  
な社会情勢、政治情勢から考えてみ  
て、今まで長い間占領されておつて、  
ようやく多年の願望が達せられて復職  
した。そういうことを念頭に置いて、  
この五百八十九円を、今日の場合はあら  
ためて考え方直して支給する、これは當  
然の私は一つの事態でないかと思うけ  
れども、これについてどういうふうに  
お考えになるのでありますよ。

の法律をよく考へまして、よく調査いたしまして、そして次の機会へらいにこれに對する意見といふものをお答えしていただきたいと思います。○高野一夫君 御意見よく了承できますが、しかばつ一つ希望を申し上げておきたいことは、私が調査いたしました範囲におきましては、この二十二年、二十三年、四年というものは埋葬料が参りませんので、ほとんど仮埋葬、金もかけられないよう仮埋葬をせざるを得ない状態にあつたわけでありまして、それで今度金が渡るならば、そのときに初めてほんとうの埋葬をやる、葬祭をやる、こういう事情になる。そうすると、今日は漸次定額が五千七百円、五千三百円ということがきまっておりますが、そういうのに相当するような葬祭料がやはり必要になる時期になつてしまつてきたわけなのです。当時済んでおつたならば、五百八十九円で済ませられたのですが、十年後の今日では五、六千円最低かかる。こういうような事情もござりますので、それほどどうかこの問題についても、五百八十円を現在の金額に直して、多くの相手の金でもないと思ひますので、支出するような方法をお互いに考究していただきたい、こう考えるわけでござりますから、その辺の事情を十分汲んでいただいて、次回までに御検討おき願いたい。

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。  
暫時休憩いたします。  
午後三時十二分休憩  
午後三時二十四分開会

○委員長(千葉信君) それでは休憩前に引き続いて、社会労働委員会を再開いたします。

次に、労働教育行政の指針に関する議題を議題といたしまして、午前中に引き続き御質疑をお願いいたします。ただいま出席しておりますのは、中西労政局長でございます。

○大矢正君 実は午前中の大臣との質疑の中でまだまだ解明をしなければならぬ幾多の点があることを私どもは感じておるのであります。不幸にして都合により大臣がお見えになりませんので、従つて、次官通牒をめぐる問題の基本的な点については、これはいずれまた、大臣が出席をいたしました折にただしたいと思います。この点は保留をして、特に労政局長が来ておられますので、この次官通牒に關連する具体的な問題として一、三私質問をいたしたいと存するのであります。

まず、第一点といたしましては、この出されました通牒の内容を総括的に判断をしてみて、特に労政を担当されておる局長の立場からの判断を私はいただきたいと思うのであります。が、最近非常にこの労働争議といふものが深刻になってきておる。終戦以来十年間労働運動は非常にめざましい勢いで発展は遂げて参りましたけれども、しかし、その労働争議の内容たるや年を追

と申しますか、非常に内容的にはむずかしい労働争議というものが発生をしております。なぜこのように労働争議というものが非常に深刻になつてきただかということを考えてみますれば、私どもはもちろん基本的には今の中の政策の不満をあげることができますけれども、それは労働委員会の場において論議をすることを本旨といたまつてはいたしませんけれども、とにかくにも終戦以来、当分の間は大きな企業を中心にして行なわれていた労働争議といらうものが零細な企業に发展をしてきておるという、進行をしてきておるというのが今日の実態だと私は思うのであります。今の中では減税をする場合には、これはもう神武以来の減税であり、そしてまた、神武以来の景気であるとか、あるいはまた、その他の政策を行なう場合には仁德以来の政策であるとかといふ、非常に何と申しますか、今までの政府の中ではこれほどの善政をしく政府はなかつたと言わねばかりのことをよく口にするのでありますけれども、しかし、実際的には非常に深刻な争議が各所に勃発をしておる。これは必ずしも政府が言う今の善政ということを裏書きしていないものだと私は思つております。特に大企業が中心に行なわれてきた労働争議といふものが、中小企業ないしはそれ以下の中の零細企業に進行をしたところでは、これは一面では大企業の非常に経済的な要因といふものがだんだん下に下ってきたといふことを言ひ得るでありますよけれども、私はもっとその根底を流れるものの中に經營者の考え方の

○高野一夫君 それがわからない。金の問題は法律に従うということは、どうなんですか、二十三年、二十四年もやはり五百八十円という意味ですか。三千円ずつお渡しになっておるでしょ  
う。

○説明員(石塚富雄君) これは二十二年の六月送還した分は五百八十円、二十三年十一月に送還したものは三千円、それぞれその送還したときの定額で支給する、こういうことがあります。

○高野一夫君 その年々の定額で今度まとめてお払いになるということならば、まあ一応了承するとして、もしも二十二年に五百八十円もらっておったならば、これは五百八十円が非常に役に立つただろうと思います。それを十年たつた今日、当時の五百八十円もらって、一体何になるか、まあ何にもならぬということはないだらうけれども、それを今日まで延ばして払わなかつたのは、いろいろな国際上の事情もあつたでしようけれども、政府としてはこの五百八十円を、これを十年後に換算して、今日のこの定額に直して支払うということは考えられたことはありませんか。

○説明員(石塚富雄君) 法律では、それぞれの支給事由の生じた引取経費について、それぞれの支給事由については従前の例に従つて支払うということに明記してありますから、貨幣価値の変動に応じた支給方法ということについては、何ら規定しておりませんので、そういう支給方法はちょっと考えられません。

○高野一夫君 政務次官に伺います。  
そこで中垣政務次官の御意見を伺いたいのですが、十年もほつたらか

されておつた五百八十九円が、十年後の  
今日、なつかつ今日の五百八十九円で支  
払わなければならぬということは、法  
規の趣前上はあるいはずむを得ないこ  
とかもしませんけれども、いろいろ  
な社会情勢、政治情勢から考えてみ  
て、今まで長い間占領されておつて、  
ようやく多年の願望が達せられて復讐  
した。そういうことを念頭に置いて、  
この五百八十九円を、今日の場合はあら  
ためて考え方にして支給する、これは當  
然の私は一つの事態でないかと思うけ  
れども、これについてどういうふうに  
お考えになるのでありますよ。

○政府委員(中塩國男君) 高野さんによ  
り答へいたします。ただいま事務局同  
から説明をいたしました内容によりま  
すと、昭和二十二年当時の、いわゆる  
送還当時の定額というものが五百八十九  
円であつて、その後ずっと變つて參  
つておるわけですが、これは一番  
最後の今日渡しております五千三百九  
円、これに全部直して考へるべきでは  
ないかと、こういうお考へは私も非常に  
よくわかるのであります。が、一応この  
当時金の査定をされましたそれぞれの  
法律によつてこれができておると思ひ  
ますので、それを直す場合には、これは  
相当なやはり法律上の措置が要ると思  
うのであります。今ここで直ちにこ  
れを第何条を直してどうするというこ  
とは、ちょっとお答えいたしかねます  
けれども、高野さんの御意見通り、五  
百八十九円といふものを今渡して、十  
年前と今と、これはもう大へん内容が  
違つておるじやないか、こういうこと  
については私も全く同じ意見であります  
。でありますから、一応この問題

の法律をよく考へまして、よく調査いたしまして、そして次の機会へらいにこれに對する意見といふものをお答えしていただきたいと思います。○高野一夫君 御意見よく了承できますが、しかばつ一つ希望を申し上げておきたいことは、私が調査いたしました範囲におきましては、この二十二年、二十三年、四年というものは埋葬料が参りませんので、ほとんど仮埋葬、金もかけられないよう仮埋葬をせざるを得ない状態にあつたわけでありまして、それで今度金が渡るならば、そのときに初めてほんとうの埋葬をやる、葬祭をやる、こういう事情になる。そうすると、今日は漸次定額が五千七百円、五千三百円ということがきまっておりますが、そういうのに相当するような葬祭料がやはり必要になる時期になつてしまつてきたわけなのです。当時済んでおつたならば、五百八十九円で済ませられたのですが、十年後の今日では五、六千円最低かかる。こういうような事情もござりますので、それほどどうかこの問題についても、五百八十円を現在の金額に直して、多くの相手の金でもないと思ひますので、支出するような方法をお互いに考究していただきたい、こう考えるわけでございますから、その辺の事情を十分汲んでいただいて、次回までに御検討おき願いたい。

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。  
暫時休憩いたします。  
午後三時十二分休憩  
午後三時二十四分開会

○委員長(千葉信君) それでは休憩前に引き続いて、社会労働委員会を再開いたします。

次に、労働教育行政の指針に関する議題を議題といたしまして、午前中に引き続き御質疑をお願いいたします。ただいま出席しておりますのは、中西労政局長でございます。

○大矢正君 実は午前中の大臣との質疑の中でまだまだ解明をしなければならぬ幾多の点があることを私どもは感じておるのであります。不幸にして都合により大臣がお見えになりませんので、従つて、次官通牒をめぐる問題の基本的な点については、これはいずれまた、大臣が出席をいたしました折にただしたいと思います。この点は保留をして、特に労政局長が来ておられますので、この次官通牒に關連する具体的な問題として一、三私質問をいたしたいと存するのであります。

まず、第一点といたしましては、この出されました通牒の内容を総括的に判断をしてみて、特に労政を担当されておる局長の立場からの判断を私はいただきたいと思うのであります。が、最近非常にこの労働争議といふものが深刻になってきておる。終戦以来十年間労働運動は非常にめざましい勢いで発展は遂げて参りましたけれども、しかし、その労働争議の内容たるや年を追

と申しますか、非常に内容的にはむずかしい労働争議というものが発生をしております。なぜこのように労働争議というものが非常に深刻になつてきただかということを考えてみますれば、私どもはもちろん基本的には今の中の政策の不満をあげることができますけれども、それは労働委員会の場において論議をすることを本旨といたまつてはいたしませんけれども、とにかくにも終戦以来、当分の間は大きな企業を中心にして行なわれていた労働争議といらうものが零細な企業に发展をしてきておるという、進行をしてきておるというのが今日の実態だと私は思うのであります。今の中では減税をする場合には、これはもう神武以来の減税であり、そしてまた、神武以来の景気であるとか、あるいはまた、その他の政策を行なう場合には仁德以来の政策であるとかといふ、非常に何と申しますか、今までの政府の中ではこれほどの善政をしく政府はなかつたと言わねばかりのことをよく口にするのでありますけれども、しかし、実際的には非常に深刻な争議が各所に勃発をしておる。これは必ずしも政府が言う今の善政ということを裏書きしていないものだと私は思つております。特に大企業が中心に行なわれてきた労働争議といふものが、中小企業ないしはそれ以下の中の零細企業に進行をしたところでは、これは一面では大企業の非常に経済的な要因といふものがだんだん下に下ってきたといふことを言ひ得るでありますよけれども、私はもっとその根底を流れるものの中に經營者の考え方の

かと思ふのであります。いろいろ今日まで経営者の方々のものの考え方、戦後十年間の労働運動の過程を経て変化は來たしておりますけれども、そういう經營者のものの考え方といふものには、中小企業ないしは零細企業にいくつに従つて、非常に新しい民主主義を基調とした労使関係といふものに対する判断の仕方というものが、これがテンボが非常にのろい形で行われておる。急速に頭の切りかえをすることができない状態に置かれておるためには、そういうことから特に中小企業、零細企業の中でひんぱんに争議が発生をする。その争議の内容たるや、これは実に深刻なものがあつて、單にこれは欲望のみに基いて要求をするという段階ではなくて、みずからが与えられた権利や権益を守るために立場からの争議、あるいはまた、ほんとうに人権を無視したような經營者の態度から起つた争議、こういうのが非常に多くござります。こういうとく今的一般的な情勢の中で次官通牒といふものが出されたのであります。私がこういう次官通牒を出すことによって、今の日本の労使關係といふものに置かれている主体的な条件といふものに対する考え方、大企業の場合も、それからまた、中小企業の場合も、あるいはまた、家内工業に近くなるような零細企業の場合にも同様な判断をもつて律せられるきらいが出てくるのではないかと思うのであります。私は判断をいたしまして、少くとも今日出されました次官通牒といふものは、これはちょうど国税庁が税金をとるためにやる方法と同じような結果が現われるのじよろくな結果が現われるのじよろくな長はけはほど來の答弁の中での次官

通牒といふものが取締りの内容ではなくて、単に教育を施す内容が主なるものであるという答弁はいたしております。するけれども、しかし、これが事実一つ一つの企業体なり、あるいは都道府県にまで行き渡りました場合には、單に教育の指針として解釈をされるのではなくて、これを守らなければ法律に違反をするのだという、こういう經營者の強制的な態度が出て参るであります。今までの労働争議の中では幾多裁判所において、あるいは労働委員会においていろいろな判決なり、裁定が下されております。私はそういう内容を否定をする立場ではないかもわかりませんけれども、そういうような内容にはあまりこだわる必要性はないのだ、あるいはそういうものを中心として労働政策、労働行政をやることは、これはむしろ今日の段階ではおかしいのではないかと、そういう立場に立脚したような、こういう次官通牒を出すことによって一回的に大企業の場合も、中小企業の場合もあるいは零細企業の場合も労使関係が律せられて、ちょうど国税庁のお役人が法律があるからすべてこの法律によつて税金は徵収をしなければならない、ああいう今日までの強硬な態度と同じような立場が将来においては行われるといふ危惧が私はあると思うのであります。この面に対する労政局長の私はお答えを願いたいと思うわけであります。

書いているのではありませんで、望ましい、あるべき労使関係、また、労働組合運動の姿というものについてその方向を書いておるものでございまして、従つて、これが直ちに違反になれば、これの書いてあることに反すれば違反だといふような趣旨でないことは、もう繰り返し申しておる通りでござります。ただおっしゃるように、あるいは一般の人たちが見ました場合、読み違いその他のことで、あたかもここに書いてあることに反するようなことがあります。ただおっしゃるように、あらはりは、直ちに違法だといふような解釈をする人がいるとは言えません。しかしながら、そういう誤まりは当然われわれとしても是正し、また、そういうことがないよう心がけたいと思つております。大体私たちは最近中小企業においていろいろの争議が起きておりますが、その実態を見ますると、いよいよやはりこういった教育指針といふものの必要性を痛感するのであります。

どちらも不なれである、それからまた、組合の方もいまだに組合活動、大衆活動なら大ていのことをやってもらいたいのだといふような思い過ぎがあり、また、経営陣はこの組合の存在あるいは団体交渉と、そういうものに対する認識に欠けておる。従つて、憲法に保障し、それからまた、労組法等に規定してあります労働組合活動に対する保護、保障というもの、これに対する認識といふものは労使ともに非常に欠けておる。最近の実態を見まして、ことにして、私どもはやはりこういった指針が今こそ必要じゃなかろうかといふ感じを持っておる次第でございます。

○高野一夫君 ちょっと関連して聞きます  
たいのですが、私はこの問題は二つの問題があるのじゃないかと思うのですが、たとえば、こういうようなものを次官通牒で出すことがいいか悪いかといふのが、たとえば、二つに区分して考えてみた方がいいのじゃないかしら。そこで先ほど午前中にお話が出来ましたが、学者の意見を聞いたとか聞かぬとかいうお話を出ましたがあつたが、そこでこういう種類のものを次官通牒で出すことは是非といふことはしばらくおいて、私はこの機会に大臣委員の御質問に関連して労働省側に伺つておきたいのであります。が、この内容、この解釈についてはどういうよろづやな方法でこれを編さんされたのであるか。労働省関係だけでおやりになつたか、そのほか各関係の委員、学者、そういう方面の意見も十分徴しあるいは判例等も参考して解釈を労働省の解釈として一本化すべく下されなのであるかどうか、その点を一つ伺つてみたいと思います。

して、中労委の公益委員の方々の御意見がござつたことは、お聞きいたしました。おまけに、政府部内におきましては、法務省、法務省関係とも打ち合せをしてござります。法律解釈の元締めでござりますので、これは法律の、例の行政解釈をやうど見も聞きました。なおまた、政府部におきましては、法務省、これはまだ法律解釈の元締めでござりますので、法務局とも打ち合せまして、さら、法務局とも打ち合せをして、どちらの基準をなすものでござります。法務省関係とも打ち合せをいたしました。この内容でいいということで、政府部内では、関係方面では意見が统一されておる、こういうことでござります。

現われてくると思ひまする、それからその輪郭もはぼ明瞭になつてくるのじゃないかと思うのであります。労政局長はこの通牒が出了の場合に、かりに読み違えたとした場合のよくなきに、いろいろな紛譲が起るかもしだれないと、いうようなことを言つておりますけれども、これは学校へ行かなきや謙ない。ただあなたのされてゐる解釈の通りにこの通牒といふものを解釈して、そして經營者は労働対策をやり、労働組合はまた經營者対策をやり、地方の出先官庁はまたそういう考え方の上に立つて労働行政をやるかどうかということに私は尽きるのではないかと思うのです。少くとも労使関係というものは、機械と機械との関連じゃなくて、人間と人間との関係であり、さらには、それを発展させるならば、感情と感情との関係だと私は思うのであります。そういう面では、たとえば右の方が一だから左の方も一でいいということにならないと思いまするし、それからかりにまた、もつと具体的にいへば、こここの組合ではビケが張られ、まだビケ破りが来た場合は実力をもつてこのビケ破りを押えたといふ、いう実例の場合は、非常に何と申しましても法律の建前から正しくはないのです。私は當てはまらない。なぜ当てるまらないといへば、これは置かれている主体的な条件といふものの相違が企業別によつて、あるいは事業場によつて変化があるから、従つてそういう面では

一律的にあるいは画一的に法律や通牒をもつて規制すべき内容のものではない、という解釈を私どもは持つておるわけであります。先ほど来申し上げましたように、この中に書かれているものは、経営者を擁護する立場以外に何もない、これをそのまま労働者に説明せば、労働者というものは労働者を保護する省でなくて、労働者に圧迫を加える省であつて、いわならば経営者といふうに名前を変えた方がむしろいいではないかという疑義を私は持たれないのでないかと思ひます。さすれば、労働省設置法の本来の目的とも反しますし、それからまた、あなたが單に労働組合を圧迫しようという立場からではなくて、ほんとうに日本に正しいといふうか、非常に好ましい労働慣行を作ろうとする立場から書かれた内容といふものが、故意ではないが、曲げられて解釈される危険性も出て参ると思うのであります。そこで、私は具体的にお尋ねをいたしたいと思うのであります。今までの労働争議の超過、それからまた、これは当然あなたがこの中で否定をされておるよう、下級裁判所の判決などといふものは当てにならない、なぜ当てにならないかといえば、右と左の裁判所では相當違ひがある、あるいは具体的にいえば、北海道と東京の裁判所では相違がある、だから一本のものではないから下級裁判所は当てにならない。ところが、日本の国には最高裁といふのは一つしかありませんから二つの結論が出ようはずがないから、最高裁は正しいのだといふあなたの考え方は当然であり、しかりませんから二つの結論が出ようはずいうような立場から考へられておる

あなたの立場からいへば、またこのことは当然であるかもしませんけれども、私はこういふ通牒がなければ、実際的に經營者と労働組合の中ににおいては労働争議がひんぱんに起る、そういう事態でまた、正しい労働環境を作ることができるないという結論になるのかどうか、その点について労政局長の判断を私はお尋ねいたしたい。私はこういふものがなくとも、けつこう日本が労働運動は決して法律をそうち踏みはずさない範囲において行われておるものだと考えておりますが、その辺いかがななものでしようか。

ものがえらく軌道をはずれないでできれば、自由民主主義のルールに従って、合理的に物事が解決されるよう向うということが期待されて私は非常に効用があるのじやないかと考へております。

た、今までやつてきた三々々と書われ  
すけれども、まるで今の時代とは遠  
離れたような労使関係といふものが  
われ、これに対しても労働省は監督行  
の立場から労働者を保護するあるい  
は問題について、労使関係といふものが  
ことをやられたのかどうか、私は非  
に疑問に思つてゐる。だから、私は  
の問題について、労使省の意見を聞  
たい。たとえば、中本商店なんかの  
使関係を見てみますと、大、ネコ畜  
扱いに労働者をしておる。それで膨  
ら利益を上げておる。これは利益を膨  
げておる点、それから労働者の人権  
無視した雇用関係にあるのは栗林も  
じであります。こういうところにつ  
て、どういう工合にお考えになつて  
るか、一つ聞きたい。

はりこれは労使との批判ということに帰せられると思います。私ども労働省の、ことに労政局といたしまして労働組合を非常に愛するといいますか、健全なる発展をこいねがう者はこれ以上のこところはないと思うのであります。ただし、組合のやることなら何でもいい、組合のやることはすべて擁護するというはほんとうに組合を大事に考えておる者の取るべき態度でないので、やはりさらに健全なものになつてもらつて、そして自由にして民主的な社会国家が、なるほど労働組合運動といふものは社会組織としても十分に存在価値があり、これは十分にやはり尊重して、そうしてそのあるべき機能を營ますうといふような気持になるようになれわれとしてはなつてしまい、こう思つておるのであります。あるいはこの指針も見方によれば非常に組合につらく当つているというようなふうにお感じかもしませんが、しかし、冷静にお読みいただければ、決して間違つたことを言つてゐるのじやない。やはりさらに好ましい姿りつぱにある。労働組合を作るといふことについては、私はいまさらここで否ねしますけれども、労働省が労働組合を作る、これはもう憲法で認められた団結権、交渉権、行動権といふものはある問題じやないと思う。ところが、今言つた中本商店でも、栗林でも、労働組合を作らうとした者を首を切るといふことは、これはどうなんですか。

○政府委員(中西實智) 作ることは、これはもう憲法上の保障もあり、また、自由民主主義の労使自治の制度を尊重する建前からも当然のことであつて、ただ問題は、これが正當な、正常なやはり組合活動として考えられるかどうかということに問題になると思うのであります。具体的に、中本、栗林等の組合結成活動といふのががりをして正当な行為に属するかどうか。私は組合を結成したいという者は、一応これは経営者としても介入すべきじゃないので、従つてそれ自体について私には経営側の介入なり、あるいはそれの切りくずしといふことがあれば、これは不当労働行為ということにならるると思います。問題はその行為自体が正常のものかどうかということにかかるのです。  
○藤田藤太郎君 だから私は具体的な例をあげて申し上げておるのであります。栗林、中本の組合の今の争議の現状は、労働省はよく調べておられる方だと思いますが、組合を作ろうとした者、その幹部が首を切られていました。非常に安い賃金で五千円ですか、中本は五千何百円という低い平均賃金で労働者を使つて膨大な利益をあげている。このような格好で労使関係があるということとは、私の調べたところではそんなんです。そういう場合には、私は労働行政当局としてはやはり正常な関係にするよう、労働組合を作ろうとして首を切られた者には、使用者に対する教育といふような問題はいつも言われている問題だけれども、そういうことが行われているのかどうか、それを聞きたい。

○政府委員(中西實君) 労使間の關係、これは自主的に決定するのが原則であり、そして不当労働行為といふものは第三者機関である労働委員会において救済される道もあるわけでありまして、ここにわれわれとして干渉されることでできしません。やることは差し控えた方がいいというふうに考えております。

この両争議を見ましても、首切りの問題は繰回をしているのですね。その後のいわゆる経済的な要求の話し合いにおいて、あるいは組合が二つに分かれたりいたしまして、非常に感情的になっており、合理的な解決というよりは、非常に感情が先へ走って、双方非常に尖銳化しているというふうに、私は現場を見ておりません。報告だけでは存じませんけれども、大体従来の実例を見聞きしているのから想像いたしますと、非常に感情の方が強くなっています。そのためには合理的な解決という本來の筋が見失われて、非常にこじれてきておるというふうに見ております。

○藤田藤太郎君 私は労使間ににおける争議といふものは、これは争議自体を解決すれば問題を解決することになるのですから、これはむろん労働委員会を擁護してもらとか、労働行政の立場から、アンバランスならバランスするようく使用者の労働教育をしてもらっている間に、不当労働行為は、第三者によって不当労働行為を処理する機関がある。これは法律で認められてゐるのだから、それな幾つかあるで

しょ。あるでしょうけれども、しか  
し、第二組合と第一組合とがあつて、  
なかなか感情が云々と言われますけれど  
も、具体的にはその使用者の組合に  
対する支配介入といふような形が既  
成事実として力関係でどんどんいって  
しまつて、不当労働行為が第三者で審  
議されるようなときには、今何とい  
いますか、封建的な職場環境、労使環  
境によって、またまた元の木阿弥になつ  
てしまつというの、こういう争議に  
は多い。これは私が申し上げるまでも  
なしに、労働省はよく御存じのはずだ  
と私は思うのです。だから、そういう  
ところには、日々の労働委員会とか行  
政上の問題とかいろいろ適切な私は教育の  
問題、使用者に対する教育の問題とい  
うものが私は必要ないか。そういう  
問題は、この前この委員会でも千葉の  
問題やいろいろの問題が出てきました  
けれども、ちょうど似たようなスケー  
ルの問題がたくさん出てきている。そ  
ういう工合にして、一般的には使用者  
に対する問題ははうつけばり、監督  
行政ははうつけばりという状態に置  
いて、そうして労働運動にはこういう  
格好の次官通牒が出てくる。これで片  
手落ちでないかどうかということが  
重要な問題に私はなつてきている。し  
かし、この労働次官の通牒の問題につ  
いては、私は労働大臣や皆さんのおい  
でのところで論議したいと思いますけ  
れども、さしあたつて私は今の具体的  
な中本商店、栗林の争議については、  
争議を解決するという適切な手を、私  
はやはり労働委員会を通じてとか、ま  
たは、労働行政の立場から、もつと積  
極的にやつていただきたい。労働省と  
しては、この争議解決のためにどうい  
う考へ方をもつておられるか、同、二。

○政府委員(中西實君) 労働省としましては、できるだけ無用な損害なしに争議を解決すべく、これは現地々々ございまし、中本は兵庫でございまして、片一方は東京、栗林の方は東京でございまし、中本は兵庫でございます。それの解決機関といたしまして、それぞれの労働委員会がこれの解決のために当つておる。われわれとしましても、常に両方を報告さしておりますので、それぞれ県当局におきましても、この解決には努力しておると思ひます。それで先ほどおつしやいましたように、解雇、組合を結成したからといつてすぐ解雇する、これはまあやつたところがあるようござりますが、これは撤回しております。問題は労使ともに非常にせつかちといいますか、そのためにその後非常に暴力行為的なものが起きておる。そのためには、新たな解雇等が起つて問題が非常にむずかしくなつてきておる、こういう事態でござりますので、従つて特に中小におきましては、そり一べんに従来の状況というものをよくしょくとしても、それはなかなか無理でもあり、徐々にやはり經營陣の頭を變つていくようになつて、また、従業員の方も徐々に成果を得ていくということではないと……どうも見ておりますと、一気に勝負をつけようというようなことで、非常にその間対力行使的なものがある。従つて、ここいらはやはり労使とも気がつけなければなりませんけれども、特に労働組合としましては、暴力さたによつて物事を進めようという考え方には、これは根本的にはわれわれとしましては排除しませんと、やはり自由民主主義のルールによる解決というのと

○藤田藤木太郎君 今暴力ざただと云ふ発言があつたのだけれども、組合がいかにも暴力をやつたよろに聞えるのであります。その実感というものを十分つかんでおられないとは思うのです。この争議は、神戸の中本商店は、組合の組織者が首を切られてそのままになつておる。第二組合とか、暴力団をつかまえて、むしろ暴力といらものに向うの方からしかけてきておる。こういう状態である栗林にいたしまして、組合が暴力をふるつたというような格好のものではない。むしろ会社が動員して、第二組合、その他から暴力をしかけてきた。こういう形のものが現実なんです。ここで話を聞いていると、いかにも組合が暴力をふるつたよううに見える。私はそういうことは一つ横んでもらいたい。もつとよく実態をつかんでやつてもらいたい。そういうつかみ方だから、今のような一般論的なお話を出ると思う。だから私はまだ質問がほかにありますけれども、山本さんに譲りますけれども、私はこの問題の解決のために、争議をどうして解決するかという問題、この解決のためにもつともっと努力をしてもらいたい。これだけお願ひして私は質問を終ります。

にあります奥林写真工業の争議、これは二千円の賃金ベース・アップの要求が第一点。それから二名の解雇と、四名の配置転換を取り消せといふ要求だつた。そこでこれは一月中旬から紛争になりまして、双方交渉がまとまらずに二月初めに争議になつた。それで第一組合、第二組合と二つの組合があるのはこれは事実である。そろして第一組合はやむにやまれず二階の方の工場の一部にすわり込みをやつた、こういう事件です。ところがこのときには、約三個中隊にのぼる警察官が動員されて、そしてこれは二月の四日から毎日のことく警察官が示威運動をやつてゐる。こういうような形でもつて長い間紛争をしたのですが、たまたまこの二階におります第一組合約百五十名の組合員の立ちのきを警察官の力でもつて、実力行使でもつて強行するというものが二月十八日発表された。そこで組合の代表並びに地元の有識者等が協力してそれはちょっと行き過ぎじゃないかということで、警視庁の警備部長並びに地元の西新井署長と会見して、これは一応本来からいって労働委員会があつせんをして問題を処理するのが至当であるということで、労働委員会のあつせんが何らかの結論を得るまで一応待とう、待てと、そこで、これは了解ができる、十九日の午後のこと、四時からですか、東京都労働委員会にあってあつせんをすることになった。それまでの経過を静観せよということによつて、労働紛争を処理するところ

の一つのケースであると思う。ところが、十九日の午前十時半ごろ、西新警署の某警備係長が、組合が二階で開いていた席上に入り込んで、本日は労働委員会のあつせんがあるのを聞いていたときには見送ったが、同一の午前十時五十分、二十日の十時五十分を期して立ちのきを強制するものである、こういうことが宣言された。私はこういう事態を聞いたときに、ほどその日の午後四時から労働委員会はあつせんをする。本来から言って、労使双方が自主的に解決をするのは、局長の言われる通り当然の姿である。ところが解決がつかないのだから、第三者によって解決をつけるということが、この労働委員会が設定された法律の立場の趣旨であると思う。ところが、労働委員会は、労使双方を招いて、東京都労働委員会においてあつせんをする。ところが次の日、二十日の午前十時五十分には、第一組合は警察の実力でもって二階から追い出されてしまう。明白な事実がある。そうすれば、会社側は、自分たちの主張しているところの二千円のベース・アップを押さえつける一方、二名の首切りと、四名の配置転換を行うという、かねての既定方針を強行することができる。これは二十日の午前十時五十分には、そういう警察官の実力行使によって一応問題の落着を見るられるわけです。労使の紛争がおさまったわけではありませんが、もはや力によつて屈服しなければならぬ状態に追いやられる。第一組合の方では、この組合規約の要求に付けてみますと……。ところが、労働委員会では、この組合規約の要求に付して

は決して耳をかさない。一顧の価値はないものとして拒否してしまう。これは当然だと思うのです。労働委員会、いう労働関係を調整する法の定める権限が、正式の手続を経てやっているけれども、使用者側は初めから組合の要求を認めようとしない。それなら、そのやさきへもつてきて、一方では警務官の実力行使をやるんだといふ、もう時を限つてしまつて。会社はそれまで待つてはいる。それから勝つてしまつて、こういう状態で、対等の労使の交渉、あつせんといふものは成り立たないと思う。そこで労政局長に伺いたいが、こういう場合をあらかじめ予想して、かつて労働委員会の全国連絡協議会でもつて、こういふ労働紛争によって、警察あるいは検察廳、あるいは裁判所等が関連した事件等の、同じ一つの事件について、労働委員会と裁判所と、検察廳と警察、こういふものが立ち混つて動くことがあるが、そういう場合に、本来労使間の紛争であるから、その取扱いにば慎重を要するということです。この四者乃至三者の連絡協議会といふものを、各労政局長の名で通達か、指示をなさつたことがあると記憶しているが、こういふような政府機関同士の内部調整が、まず一つにははつきりしておらないということ、そういう形であつては、いわゆるあつせんは正常な形で軌道に乗らないのです。これはよく聞いていただきたい。時を切つて時限爆弾がしかけてあって、爆弾が爆発すればみんなパアになる。調整しようとしても、できない。だから一方、おれが黙つてがんばつておれば、最後に勝つんだといふ線が引かれ、こういふ形でよまき筋が引かれ

本来的な機能が發揮できないのではないかと心配している。ですからこの点について労政局長の方から御説明をいただきたい。

○政府委員(中西賀君) 審察が争議に介入すべきじゃないこと、これはもうかねてからの原則でございます。ただちょっと私どもと前提が違いますのは、ことに中小企業の最近の争議を見ておりますと、必ずといっていいくらいに職場占拠、そして結局立ちの悪いことは実は違法でございます。そうして占拠のままいろいろと経営陣の入り込むのを全く排除するといふこと、そういう状態では平和的に話し合ひができないということからトラブルが起る。違法な状況を排除するというのを自力でやりますれば、これはお互に暴力団同士のけんかみたいになるのでありますから、従つてその場合に結局國家の、公けの許された力によって排除するということになるわけであります。この職場占拠、工場占拠といふことからいろいろと問題が起つておるようでございます。第三者があつせん機関あるいは調停機関にかかつておられます場合、こういった違法な状況のいのじやなかろうか。ある業務組合の運動方針を見ますと、もう争議の場合、ことにロックアウトでもあつた場合に必ず占拠すべしというような方針で指導しておるようであります。これでは中小企業の争議はすべて非常に深刻な暴力的なものになり、私は非常に遺憾なことだと思っておるのでござります。ただそいつた場合、それなら経営陣が労働委員会の調停をね

排除してくれる。そうするといつとし、いれば組合の方は負けてしまふか、そこで經營陣としてはほほんとして常に拒否の態度でがんばるという事態が起りはせぬかということだと思います。そこは公正な第三者が判定して出したものに対し經營陣がけりませんが、そこにやはりおのずから社会的な非難、また、その組合の行動にある程度緊急避難といふと、あるいは当然かもしませんが、そういうたぐいある事態が起りはせぬかということだと思います。

○山本經勝君 必ずや、やは

りいい状態になつてくる。そこをせつ

かちに暴力行為によって一気に解決し

ようということだと非常にそこにトラン

ブルが起り、いやなことがありますけ

れども、やはり実力排除といふことで

警察官の出勤といふこともあり得るの

ではないかというふうに考えておりま

す。

○山本經勝君 ただいまの局長の御答

弁についていろいろ問題があるので、私

特にこういうことを申すのですが、私

の伺っているのは、労働委員会といふ

公的な機関があつせんしておるという

事実を、これは今の例については事実西

新井警察署長も認識し、しかも一方、警

視庁の刑事部長もこれはよく知つてい

る。そして最後には実はあつせんして

処理をしたといふような事態なんです。

ところが、今の労働省当局の意見とし

て考へてみると、これは暴力で

あると考へる——なるほど不法占拠と

かうようなことを言つてゐる。と

ころが、本来あるべき姿としては、や

はり占拠を排除する警察官の実力行使

さればならない。そのことが私は労働委

員会の全国連絡協議会あるいは、局長

の通達でもつて出された趣旨であろう

と思ふ。今のお話は全く労働者の一方

の立場から、あるべき事態について

であるが、その行政を担当している

職場を確立したいといふことに端を発

して、しかもこの行政を担当している

あるいは労使の関係を調整して平和な

職場を確立したいといふことに端を発

して、しかもこの行政を担当している

</

いはストライキをやり、工場閉鎖をやる、こういう手でやむにやまざれ勞働者はその工場に仕事を守り、生活を守るためにすわり込みとか何らかの措置をとらなければ対等な交渉にならないのです。そういうときの調整が全くこの労働委員会の任務であり、あるいは労働省の労働行政の中で占める調整の任務であると思ふ。こういう点では私は非常に片手落ちな実態が現われている。このことははつきりしていられるのだ。これは労政局長の方から御答弁をいただきたいのですが、こういう実態がある。しかも今の関係行政庁との横の連携を保つて、労使の関係を正常な形に引き戻すという役割を労働省は持つておるのか持つておらぬのか、その点をはつきりしてもらいたい。

○政府委員(中西實君) ちょっととやはり考への前提が少し山本さんと違うのでございますが、われわれは争議行為の本質は、そういう労働条件では働けませんと言つて集団的に労務提供を拒否するところにあるのです。それ

いうのはウナギかナマズのようにぬるぬると手から抜けていってしまう。ほんとうのびりっとからだの絞まるような答弁をしてもらいたいと思うが、そ

ういうのはウナギかナマズのようにぬるぬると手から抜けていってしまう。ほんとうのびりっとからだの絞まるような答弁をしてもらいたいと思うが、そ

うなこと、これは争議行為の本質からいつてきわめて行き過ぎでございます。それで、従つて私は争議に審査権が介入するということはいけないし、何らかの國家権力が加わることによつて公正な第三者の判断といつものが阻害されてしまつてはならない。同時に、違法な状態があつて、そのためには労働委員会の任務であり、あるいは労働省の労働行政の中でも占める調整の任務であると思ふ。こういう点では私は非常に片手落ちな実態が現われている。このことははつきりしていられるのだ。これは労政局長の方から御答弁をいただきたいのですが、こういう実態がある。しかも今の関係行政庁との横の連携を保つて、労使の関係を正常な形に引き戻すという役割を労働省は持つておるのか持つておらぬのか、その点をはつきりしてもらいたい。

○大矢正君 どうも労政局長の答弁とども、筋としてはそういうふうに考えております。

千円しかもらってない労働者は、みんなからの生活を上げることができないと、いう結果になるのじゃないですか。そしてまた、あなたの言われておるよう、に、そういう一面的な解釈からいけば、永久に労働者は數えない、あくまでもこの労働力の充實は、労使の間においてこれは相当な経路を経て、そして法律の存するところ、それに従つて行われるべきものだと、こういふ一貫した態度をいずれの場合にもくづさないと言うのであるから、そうであるとすれば、あなたの言っていることは、あまりにひどいのではないかと思ふ。人を殺したって正当防衛といふ場合もあるだろうし、それからまた、殺さなければならなかつた動機によつては、その人が無罪になる場合もあるでしょう、ましてやそういう問題について、画一的にあなたはそれを規制して、どんな場合でもこれは全部、これは法律があるからこれはいけないのだという、こういう解釈でやつていて、しかもここに書かれているやり方が、あなたの貫いた方針を貫ぬいておるのだとと思う。あなたの言われるような論法でいけば、いくらたつても労働者は生活を上げることができないといふことは、全部ではないですよ、ほんとうに悲惨な零細企業、顕微鏡で見なければならぬよろな小さな企業における労働者は、永久に上つていかないといふ結果になるのじゃありませんか。自分が組合を作つてやろうとか、また、職場を押える、押えるとこれはもう法律違反だからこれは警察がくる、どんな場合でも警察がきて、職場に入つた者はばくるなり、あるいはまた、追

○政府委員(中西實君) 自由民主社会におきましては、労使の関係といふのは、これは話し合いできつていい、個人の話合いといふのもあります。しかし、労働組合、経営者といふ話し合いもございましょう。それできまつていくわけなんなります。従つて、それで生活ができないとかといふ問題になりますと、これは労使関係の問題ではないので、これは社会全体の問題になつてくるわけであります。それだからといって、経営陣に暴力をもつて対するということは許されない。私はこの現在のそういう構機からいたしまして、そのことが当然ではなかろうかと思います。

○委員長(千葉信君) ちょっとと待つて下さい。委員長からお詫び申し上げますが、きょうの案件についての質疑は、次官通牒に関する質疑を中心として、そして具体的な中本であるとか、栗林の争議の問題に入つて参りました。先ほどの山本君の質疑の中で問題になりました点は、その具体的な争議の関連の中で、二月十九日ににおける栗林の争議について、非常に重要な発言がございましたが、その発言といふのは、十九日のあのすわり込みの状態は、西新井署長の見解をもつてすれば、その現場における状態、発生の経緯等から見て、これは不法占拠とは認めないといふ発言があつた。ところが、その

労働省側の労働法規課長の答弁からい  
たしますと、一般的なその労働法規  
の、もしくはまた、民法等の解釈から  
出発して簡単に一般論としてこれは不  
法占拠だ、こういう御答弁がありまし  
た。こうなりますと、まあその署長の  
見解と労働省の見解との食い違いは、  
委員長の見方からすればちょうど逆に  
なっている。署長の見解と労働省の見  
解が違つていれば、その反対になつて  
いれば、私は一応了承できると思いま  
す。これはちよどど完全に反対になつ  
ている。しかも法律の解釈において、  
一般論だけを適用することができない  
実際問題を論議しているのですから、  
従つて、そういう労働省の一般論から  
出発した法律の解釈でこの問題を解決  
したり、解釈をすることができない。  
従つて、委員長の今承わっておりまし  
た見解としては、どうも争議の状態等  
に対し、労働省側の調査が不十分な  
点がありはしないか。こういう点を、  
これ以上このままで審議を進めてもむ  
だですから、もつと労働省側では責任  
をもつて、少くともその警察官なんか  
の見解と食い違つて、労働者側にとつ  
て過酷な、つらい見解をとるような、  
そういうことのないように、もう少し  
事実を調査してもらい、日にちを残し  
て、次の機会にこの問題を続行したい  
と存じますが、御異議がなければさよ  
う取り計らいたいと思います。

○山本經勝君　異議はないのですが、  
つけ加えておきたいのは、  
四、五月ごろと聞いたのですが、あそ  
この工場に五百人ばかりの従業員が

おつて便所の施設さえもなかつた。ところが、それを西新井の基準監督署が調査をした結果、すみやかに設置すべしという勧告を与えた。ところが、今日なおできておらないといふ点、あるいはその他基準法違反の問題が相当ある。こういうふうに、労働省が当然監督し、指導すべき分野がたな上げになつてゐる。全くやつていいない。やつていなくて、今のような局長の見解あるいは法規課長の見解等が述べられるに至つては、全く私は言語道断だと思う。だから基準関係の問題を含めて詳細な実態調査を要求します。

それから、さらにこれは栗林だけではない、東京亜鉛の争議並びに日本バルブの争議、それから神戸の中本商店の争議、この四件について、通牒と重大な国連をもつてゐると考える。従つてこの実態といふものは、きわめて明確にでもらうと同時に、いま一つ次回には、西新井の警察署長あるいは会社側の代表、さらに警視庁の警備課長、もしくは部長、大体両方來てもらつた方がいいと思うのですが、こうした人々を参考人に呼んでいただきたい。

○委員長(千葉信君) サよう取り計らうことになります。

本日はこれをもつて散会いたしました。

午後四時三十九分散会

三三三(号)(第四三四号)(第四三七号)(第四三八号)(第四三九号)(第四四〇号)(第四五六号)(第四五七号)(第四七六号)(第四七七号)(第四七八号)(第四九八号)(第四九九号)(第五〇〇号)(第五一一号)(第五一二号)(第五三三号)(第五三六号)

一、未帰還者、留守家族等援護等に関する請願(第四一七号)

一、戦傷病者の再発診療費全額国庫負担に関する請願(第四三五号)

(第四八五号)(第五二四号)(第五一五号)(第五三五号)

一、戦傷病者等に対する国家補償の範囲拡大に関する請願(第四三六号)

一、国立病院、療養所における看護婦産休のための定員確保の請願(第四四一号)

一、衛生検査技師法制定に関する請願(第四四二号)(第五一〇号)

一、保育所経費増額に関する請願(第四四三号)

一、海外紹留同胞引揚者の接護施策拡充に関する請願(第四四九号)

一、昭和三十二年度国立公園施設整備予算増額に関する請願(第四八二号)(第五〇九号)(第五一〇号)

一、原爆被害者救援に関する請願(第四八七号)(第五二七号)

一、原水爆被害者救援に関する請願(第四八八号)

一、太原関係戦犯懲罰國者の身分確定に関する請願(第五〇一号)

一、受胎調節実地指導員の指導手当引上げに関する請願(第五〇八号)

一、國立療養所の賄費増額に関する請願(第五二六号)

一、らい療養所の重症患者に支給する特別慰安金増額に関する請願	
(第五四六号)	一、日雇労働者の賃金値上げに関する請願
一、保育所経費増額に関する請願	(第五四七号)
第四一四号 昭和三十二年二月一日	受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 東京都中央区銀座西入ノ五ナニワビル内全国クリーニング協同組合 連合会内 赤羽長一郎 外六名
紹介議員 中山 福蔵君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
国民の保健衛生に至大の關係を持つ環境衛生関係の理髪業、美容業、公衆浴場業、旅館業、興業場業及びクリーニング業等は、それぞれ業種別單行法が制定され、各般衛生措置の完ぺきを期しているにもかかわらず、その保護助長の措置が全く講ぜられていないため、最近各業種とも激増の一途をたどり、過度の競争に陥り、非合法的な不健全経営の営業者が続出し、いまや正常な営業者はその圧迫を受けている状態で、わが國公衆衛生の維持増進は阻害されるから、すみやかにこれら営業者の經營の適正化を図る法の制定を期せられたいとの請願。	受付
第四一五号 昭和三十二年二月一日	受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 長崎市岩川町三〇長崎 県クリーニング協同組
紹介議員 西岡 ハル君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第三十六名 合理事長 浦川清蔵外	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願
紹介議員 西岡 ハル君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四一六号 昭和三十二年二月一日	受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 高知市中島町七六高知 県興行協会連合会内
紹介議員 寺尾 豊君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
中平利彦	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願
紹介議員 寺尾 豊君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四三二号 昭和三十二年二月一日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 名古屋市瑞穂区御劍町 二二一木全未三郎 外十一名
紹介議員 成瀬 輝治君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四三八号 昭和三十二年二月二日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 北海道札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商業協同組合理事長 長 市川米三郎
紹介議員 西田 信一君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四四五七号 昭和三十二年二月四日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 群馬県前橋市小柳町 八 尾閻昇一外八十名
紹介議員 伊能 芳雄君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四三九号 昭和三十二年二月二日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 北海道札幌市南四条西二五丁目 土肥仁外二十三名
紹介議員 苫米地英俊君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四七六号 昭和三十二年二月四日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 鹿児島市高麗町六九 六 二町栄熊外十名
紹介議員 西郷吉之助君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四四〇号 昭和三十二年二月二日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 青森県弘前市駒越町五九弘前理容師会内 齊藤松太郎 四十八名
紹介議員 田中 一君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四七七号 昭和三十二年二月四日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 熊本市池田町一三九熊本クリーニング協同組合理事長 森健次外八輪洗染クリーニング組合内 國田義喜
紹介議員 寺本 廣作君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四三七号 昭和三十二年二月二日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 長崎市浜口町一三六松岡文作外三十六名
紹介議員 西岡 ハル君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四五六号 昭和三十二年二月四日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 滋賀県大津市松本町滋賀県公衆浴場組合内 西村徳三郎外七名
紹介議員 村上 義一君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四七八号 昭和三十二年二月四日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 北海道札幌市大通西六丁目 大室啓藏外二十名
紹介議員 東 隆君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四九八号 昭和三十二年二月五日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	請願者 埼玉県本庄市泉町二、二〇八鬼王郡クリーニング商工業組合内 中沢武信外三名
紹介議員 関根 久藏君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第四九九号 昭和三十二年二月五日	受付
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願
紹介議員 西郷吉之助君	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。

請願者 佐賀市唐人町一六〇佐賀県クリーニング協同組合理事長 大石吉郎 外三十名	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願 この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
紹介議員 松岡 平市君 第五〇〇号 昭和三十二年二月五日 受理	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
請願者 名古屋市中村区権現前通り一ノ三六 黒宮甚 作外七名 第五一七号 昭和三十二年二月一日 受理	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
請願者 群馬県高崎市南町五十七 小野里幸一外七十 四名 紹介議員 最上 英子君 第五一一号 昭和三十二年二月五日 受理	未帰還者、留守家族等援護等に関する請願 この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
請願者 東京都千代田区西神田二ノ二留守家族団体全 國協議会内 有田入郎 紹介議員 那祐一君 昭和三十二年二月二十六日興安丸に よつて在ソ同胞一千二十五名の引き揚 げが実現し、このことをもつて世上 往来として引揚げ問題が完了したか の如き論をなすものもあるが、そのあ と、いまだソ連地区、中共地区その他の 諸地域には五万有余に達する消息不 明者とその家族が果しない苦惱の日々 を送りながら取り残されている実情で あるから、本年度中に海外残留同胞に して帰国を希望するものを祖国に迎え 入れるとともに、遅くも昭和三十二年 度中には、すべての未帰還同胞の生死 を究明し、不幸にして死亡と判明した ものとその遺族に対しては国家補償の 精神に基く弔慰並びに慰謝に関する根 本的処遇の途を講ぜられたいとの請 願。	この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
紹介議員 野本 品吉君 第五三六号 昭和三十二年二月七日 受理	戦傷病者の再発診療費全額国庫負担に関する請願 この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
請願者 兵庫県高砂市伊保町伊内 石橋政郎 紹介議員 河合 義一君 第四八五号 昭和三十二年二月五日 受理	戦傷病者の再発診療費全額国庫負担に関する請願 この請願の趣旨は、第四三五号と同じである。
請願者 山口県宇部市綠橋通り四丁目山口県傷痍軍人会内 渡辺悌介 紹介議員 重宗 雄三君 第五二四号 昭和三十二年二月六日 受理	戦傷病者の再発診療費全額国庫負担に関する請願 この請願の趣旨は、第四三五号と同じである。
請願者 静岡県浜松市中沢町一〇八ノ一浜松市傷痍軍人会内 山本 鈴木 紹介議員 米治君 第五二五号 昭和三十二年二月六日 受理	戦傷病者等に対する国家補償の範囲拡大に関する請願 この請願の趣旨は、第四三五号と同じである。
請願者 青森市浦町字野脇五四 所保健所、研究所等において、疾病的 診断、治療及び予防等の上に必要な試 験検査を担当している者であるが、何 等国家的身分保障も与えられず放任さ れていることはまことに遺憾であるか ら、既にその資格を与えられている エックス線技師、歯科技工士、保健婦、 看護婦、栄養士、マッサージ師等と同 様に身分保障を与えるため、すみやか にこれが立法措置を講ぜられたいとの 請願。	衛生検査技術法制定に関する請願 この請願の趣旨は、第四三五号と同じである。

## 第五一〇号 昭和三十二年二月五日

受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者

高知市丸ノ内五日本衛生検査協会高知支部

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

紹介議員

坂本 昭君

内 紫藤貞一郎

第三回にわたり抑留同胞の引き揚げが実施され、今回更に日ソ国交回復によりソ連地区抑留同胞の集団引き揚げが実現されたのであるが、これらの引揚げ同胞は終戦以来十一年有余の拘禁である。

## 第四四三号 昭和三十二年二月一日

受理

保育所経費増額に關する請願

請願者 名古屋市千種区下方町

三ノ三 平岩作次外千

三百四十一号

## 第四八二号 昭和三十二年二月四日

受理

昭和三十二年度國立公園施設整備予算

増額に關する請願

請願者 岡山県知事 三木行治

政府は昭和三十二年度予算編成にあつて保育所関係経費を「地方交付税交付金への算入『國庫負担率の切下げ』」  
付金への算入『國庫負担率の切下げ』

付金による財政の削減等によつて賄うよう考慮しているよしであるが、もしこれが実施されるときは、赤字財政に苦しむ地方自治体の負担を過重ならしめ保育所の経営はなりたたず幾十方の乳幼児は大道に放置され、措置人員の削減

は不安定な国民生活を一層不安ならしめることとなり、社会保障は空言となり、政治への不信を強めることとなるから、充分理解ある対策を講ぜられたいとの請願。

## 第五〇九号 昭和三十二年二月五日

受理

國の重要な施設として観光事業の振興が

とりあげられ、観光事業振興五箇年計

國が策定されたことは、まさに時に

に適したことであるから、昭和三十二

年度以降は一層これが促進を図るた

等を一日も早く整備改善せられたいと

の請願。

## 第五一四号 昭和三十二年二月六日

受理

昭和三十二年度國立公園施設整備予算

増額に關する請願

請願者 岡山市上伊福原伊原

木伍朗

この請願の趣旨は、第四八七号と同じ

さきに中共から十三次、十四次、十五次の三回にわたり抑留同胞の引き揚げが実施され、今回更に日ソ国交回復によりソ連地区抑留同胞の集団引き揚げが実現されたのであるが、これらの引揚げ同胞は終戦以来十一年有余の拘禁である。

第三回にわたり抑留同胞の引き揚げが実施され、今回更に日ソ国交回復によりソ連地区抑留同胞の集団引き揚げが実現されたのであるが、これらの引揚げ同胞は終戦以来十一年有余の拘禁である。

あるから、昭和三十二年度國立公園施設整備予算増額に対し万全の措置を講

設せられたいとの請願。

## 第四八七号 昭和三十二年二月五日

受理

原爆被害者救援に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋

穀町二ノ二中村方日本橋

橋運合婦人会内 中村

いく

紹介議員 市川 房枝君

原爆被害者の実状はまさに氣の毒に堪えぬものがあるから、國家においてこれが実態を調査し、すみやかにその救護法を制定せられたいとの請願。

## 第五二七号 昭和三十二年二月六日

受理

原爆被害者救援に関する請願

請願者 静岡県伊東市久須美区

竹町二〇 藤井千代

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

## 第四八八号 昭和三十二年二月五日

受理

原爆被災者救援に関する請願

請願者 東京都中野区住吉町五

一 石井宗吉外四百十

五名

紹介議員 岩間 正男君

原水爆被災者救援に関する請願

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

## 第五〇一号 昭和三十二年二月五日

受理

太原閃爆犯帰國者の身分確定に関する請願

紹介議員 鈴木 万平君

國立療養所の賄費増額に関する請願

請願者 静岡県浜名郡浜北町国

立療養所天竜莊内 佐藤春吉外七百二名

十六円十銭であるが、これでは現在の

請願者 鹿児島県議会議長 米山恒治

紹介議員 田中 茂徳君

戦時中、太原方面に駐留していた軍人は、終戦後強制的に残留させられたにもかかわらず、その身分は現地復員として処理されているため、旧軍人としての援護、恩恵になら浴していないが、事實上戦争犠牲者であるから、これらの人々の身分を復員軍人として処遇するより手段の措置を講ぜられたいとの請願。

## 第五〇八号 昭和三十二年二月五日

受理

受胎調節実地指導員の指導手当引上げに関する請願

紹介議員 秋山 長造君 江田

名 三郎君

紹介議員 秋山 長造君 江田

わが国の現状において家族計画の実施運動は最も重要な政策であり、政府がこの対策をとり上げられたことは誠に時宜に適した措置であるが、現在この受胎調節実地指導に対する報酬料が月額五百円であるため、円滑なる受胎調節活動は阻害されている感があるから、受胎調節実地指導料を月額千円に引き上げられたいとの請願。

## 第五二六号 昭和三十二年二月六日

受理

受胎調節実地指導員の指導手当引上げに関する請願

紹介議員 鈴木 万平君

立療養所天竜莊内 佐藤春吉外七百二名

十六円十銭であるが、これでは現在の

価状態から見て明かに栄養補給不可能であるから、すみやかに給食賄賂引上げについて予算的措置を講ぜられたいとの請願。

受理 第五四六号 昭和三十一年二月七日

療養所の重症患者に支給する特別  
慰安金増額に関する請願

単にすること、(六)適格基準をなくすこと、等をすみやかに実現せられたいとの請願。

懇安金増額に関する請願  
講 願 者 青森市大字石江字平山  
一九松丘保養園内  
合幸雄  
紹介議員 小笠原二三男君  
現在らい療養所内において最も苦しい  
現状を舌と表つて、るわづか、不自由

被扶養者と生活費を支てて暮らすものに、不自由者と呼ばれている重症患者であり、これらの人達に対しても現在一人月額百円の特別慰安金が支給されているが、この額は実情に対してもはなはだ不十分なものであるから、これを月額三百五十円に増加せられたいとの請願。

第五四七号 昭和二十一年一月七日  
受理

日雇労働者の賃金値上げに因する請願  
請願者 京都市下京区寺町四条  
下ル労働会連内全日本

自由労働組合京都府支  
部内 中村芳一

紹介議員 藤田藤太郎君  
日雇労働者は、三年間ずっと置かれた低  
い賃金と全国最低という就労日数で苦

しい生活を続け、最早どうにもならない状態になつてきているから、(一)賃金を一日一率五十円直上げする」と、

(二)一般失対で月間二十日労働する予算を組むこと、(三)日雇労働者に年末十五日分、夏期十日分の手当を予算化すること、(四)失業保険金をアブレた日から二百円支給すること、(五)日雇健康保険に傷病手当をつけ手続きを簡

比率に応じて、失業保険金額表に  
おける第十七条但書に規定する  
額(その額が本項の規定により変  
更されたときは、その変更された  
額。以下同じ)を変更した上、失  
業保険金額表を改正しなければな  
らない。

三十八条の五第二項但書の認可を受けた者を除く。」を加える。

級について三円とする。  
第三十一条の十五第一項ただし書  
中「その者が」の下に「第三十八条の  
五第二項但書の認可を受けた場合又  
は」を加える。

附 則

2 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第三十八条の八の改正規定は、昭和三十二年五月五日から施行する。  
この法律（前項ただし書に係る、

部分を除く)の施行の際現に受検資格者である者について改正前の失業保険法(以下「旧法」といふ。)第十七条の三第二項の規定により支給すべき失業保険金の日額は、改正後の失業保険法(以下「新法」という。)第十七条の三第二項後段の規定により定められたものとみなす。

この法律（第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の際現に旧法第三十八条の三第一項の規定により指定されている市町村の区域及び事業所は、新法第三十八条の三第一項及び第三項の規定により指定されたものとみなす。

4 昭和三十二年五月において新法第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金は、新法第三十八条の九第二項の規定にかかるわらず、日雇労働者保険者が同年四月

において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十四日分以上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十四日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

第三十八条の三第一項第一号中「公共職業安定所の所在する市(東京都、都の区の存する区域を含む)町村、又はこれに隣接する市町村であつて労働大臣が指定するものの区域」を「特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域(労働大臣が指定する区域を除く)又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて労働大臣が指定するもの」に改め、同条に次の二項を加える。

労働大臣は、第一項の規定による指定については、中央職業安定審議会の意見を聞くかなければならぬ。

第三十八条の五第二項に次のただし書を加える。

但し、公共職業安定所長の認可を受けた場合は、この限りでない。

第三十八条の六第二項中「同一事業主に雇用され」を「同一事業主に雇用された場合(前条第二項但書の認可を受けた場合を除く。)において」に、「前条第二項」を「前条第二項本文」に改める。

第三十八条の八中「第一級百四十円、第二級九十九円」を「第一級一百円、第二級四十円」に改める。

第三十八条の十一第一項中「第一級六円、第二級五円」を「第一級十円、第二級六円」に、「百六十円」を「二百八十円」に改め、同条第二項を次のように改める。

級については三円とする。

第三十九条の十五第一項ただし書  
中「その者が」の下に「第三十九条の  
五第二項但書の認可を受けた場合又  
は」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和三十二年四月  
一日から施行する。ただし、第三  
十八条の八の改正規定は、昭和三  
十二年五月五日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に係る  
部分を除く。）の施行の際現に受給  
資格者である者について改正前の  
失業保険法（以下「旧法」といふ。）  
第十七条の三第二項の規定により  
支給すべき失業保険金の日額は、  
改正後の失業保険法（以下「新法」と  
いふ。）第十七条の三第二項後段該  
の規定により定められたものとみ  
なす。

3 この法律（第一項ただし書に係  
る部分を除く。）の施行の際現に旧  
法第三十九条の三第一項の規定に  
より指定されている市町村の区域  
及び事業所は、新法第三十八条の  
三第一項及び第三項の規定により  
指定されたものとみなす。

4 昭和三十二年五月において新法  
第三十九条の六の規定により支給  
すべき失業保険金は、新法第三十  
八条の九第二項の規定にかかるわら  
ず、日雇労働被保険者が同年四月  
において雇用された日について納  
付された保険料のうち、第一級の  
保険料が十四日分以上の場合は第  
一級の失業保険金の日額によるも  
のとし、第一級の保険料が十四日  
分に満たない場合は第二級の失業  
保険金の日額によるものとする。

5 新法第三十九条の十一の規定は、日雇労働被保險者が昭和三十一年四月一日以後において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分について適用し、日雇労働被保險者が同日前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分について適用され、なお従前の例による。

二月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願（第五五二号）（第五八二号）（第六〇八号）（第六九三号）  
 一、衛生検査技師法制定に関する請願（第五五三号）（第五五九号）（第六九三号）  
 一、戦傷病者の再発診療費全額国庫負担に関する請願（第五八一号）  
 (第六〇九号)  
 一、未帰還者、留守家族等援護等に関する請願（第五八三号）(第六四一号)  
 一、国立療養所の賄費増額に関する請願（第五九三号）(第六四三号)  
 一、健康保険法等の一部改正反対に関する請願（第六四四号）(第六九五号)  
 一、戦没者遺族援護費国庫負担に関する請願（第六〇四号）  
 一、健康保険法等の一部改正反対に關する請願（第六〇七号）(第六五号)(第六四五号)(第六九六号)(第六七四号)

一、環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願（第五五二号）(第六九三号)  
 一、外洋引揚医師に対する特例試験等の期限延長に関する請願（第七二〇号）(第六一九号)(第六七二号)(第六七三号)(第六九二号)(第六九三号)  
 一、國立ろうあ者更生センター設置に関する請願（第七〇二号）  
 第五五二号 昭和三十二年二月八日 受理  
 環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願  
 請願者 山梨県甲府市錦町一八  
 中央劇場内山梨県興行組合 小野熊平外十一名  
 紹介議員 吉江 勝保君  
 国民の保健衛生に至大の關係を持つ環境衛生関係の理髮業、美容業、公衆浴場業、興業業及びクリーニング業等は、それぞれ業種別單行法が制定され、各般衛生措置の完備を期してい  
 るにもかかわらず、その保護助長が全く講ぜられていないため、最近各業種とも激増の一途をたどり、過度の競争に陥り、非合法的な不健全經營の營業者が続出し、いまや正常な營業者はその圧迫を受けている状態で、わが國公

九七号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)  
 一、大阪府高槻市市営家政婦紹介所設立反対に関する請願（第六三一号）  
 一、生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願（第六四二号）(第六九四号)  
 一、保育所経費増額に関する請願（第六七五号）  
 一、北海道豊富村兜沼地区の簡易水道工事費国庫補助に関する請願（第六九四号）  
 同組合理事長 柴垣清 郎  
 紹介議員 左藤 義詮君  
 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。  
 第五九五号 昭和三十二年二月十一日受理  
 環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願  
 請願者 鈴木高助外十六名  
 三七六群岡県クリーング業組合連合会内  
 紹介議員 小林 武治君  
 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。  
 第六七二号 昭和三十二年二月十三日受理  
 環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願  
 請願者 北海道札幌市北三条西  
 三 林新屋外二十三名  
 紹介議員 北 勝太郎君  
 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。  
 第六九三号 昭和三十二年二月十四日受理  
 環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願  
 請願者 東京都品川区小山四ノ  
 四 茨城県洗染クリーング商工業協同組合理事長 石井正男外四十  
 紹介議員 那 純一君  
 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。  
 第五六三号 昭和三十二年二月八日受理  
 環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願  
 請願者 加藤シヅエ君  
 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。  
 第六七三号 昭和三十二年二月十三日受理  
 環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願  
 請願者 西川弥平治君  
 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。

ニング業協同組合連合会事務理事 宮坂功  
 紹介議員 羽生 三七君  
 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。  
 第六九二号 昭和三十二年二月十四日受理  
 環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願  
 請願者 大分県荷町九六一  
 社団法人大分県映画協会  
 会長 後藤有  
 紹介議員 矢崎 三義君  
 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。  
 第六一〇号 昭和三十二年二月十一日受理  
 環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願  
 請願者 神奈川県鎌倉市大町九  
 三一 伊藤勝治外二十四名  
 紹介議員 高野 一夫君  
 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。  
 第六九一号 昭和三十二年二月十二日受理  
 環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願  
 請願者 神奈川県鎌倉市大町九  
 三一 伊藤勝治外二十四名  
 紹介議員 高野 一夫君  
 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。  
 第六九三号 昭和三十二年二月十四日受理  
 環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願  
 請願者 東京都品川区小山四ノ  
 四 茨城県洗染クリーング商工業協同組合理事長 石井正男外四十  
 紹介議員 那 純一君  
 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。  
 第五六三号 昭和三十二年二月八日受理  
 環境衛生関係營業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願  
 請願者 福井市志比町日本衛生検査協会福井県支部  
 紹介議員 小幡 治和君  
 衛生検査技師法制定に関する請願  
 請願者 福井市志比町日本衛生検査協会福井県支部  
 内 大瀬貴光  
 紹介議員 小幡 治和君  
 衛生検査技師は、全國の病院、療養所、保健所、研究所等において、疾病的診断、治療及び予防等の上に必要な試験検査を担当している者であるが、何等国家的身分保障も与えられず放任され



としているが、これら経費はその性質上当然國において負担すべきであると考えられるから、繰替支弁その他の方法をもつて國が負担するよう特段の措置を講ぜられたいとの請願。	
第六〇七号 昭和三十二年二月十一日受理 健康保険法等の一部改正反対に關する請願 請願者 富山県東礪波郡城端町信末国立療養所北陸社内 堤守紹介議員 石坂 豊一君 政府が企図している患者の一部負担の増大、保険医・医療機関の二重指定、官僚的監査の強化、支払基金法の改悪特に収益の強化等健康保険法等の改正は、医療保障の本質をゆがめるとともに、社会保険医療不安と混乱におよびれるから、健康保険法等の一部改正には反対であるとの請願。	
第六一五号 昭和三十二年二月十二日受理 健康保険法等の一部改正反対に關する請願 請願者 東京都南多摩郡町田町原町田一、二七四 大谷文雄紹介議員 竹中 恒夫君 この請願の趣旨は、第六〇七号と同じである。	
第六四五号 昭和三十二年二月十二日受理 健康保険法等の一部改正反対に關する請願 請願者 岩手県東礪波郡城端町田町内 堤守紹介議員 石坂 豊一君 政府が企図している患者の一部負担の増大、保険医・医療機関の二重指定、官僚的監査の強化、支払基金法の改悪特に収益の強化等健康保険法等の改正は、医療保障の本質をゆがめるとともに、社会保険医療不安と混乱におよびれるから、健康保険法等の一部改正には反対であるとの請願。	
第六六七号 昭和三十二年二月十三日受理 健康保険法等の一部改正反対に關する請願 請願者 新潟県中頸城郡湯町村名紹介議員 小林 幸平君 この請願の趣旨は、第六〇七号と同じである。	
第六九九号 昭和三十二年二月十四日受理 健康保険法等の一部改正反対に關する請願 請願者 岐阜県中頸城郡湯町村内 浮須志造外八十九郎紹介議員 天田 勝正君 この請願の趣旨は、第六〇七号と同じである。	
第六四二号 昭和三十二年二月十二日受理 生活保護法の最低生活基準額引上げ等に關する請願 請願者 岐阜県中頸城郡湯町村内 浮須志造外八十九郎紹介議員 天田 勝正君 この請願の趣旨は、第六〇七号と同じである。	
第六九六号 昭和三十二年二月十四日受理 健康保険法等の一部改正反対に対する請願 請願者 栃木県足利市国立足利病院内 松田泰次外紹介議員 相馬 助治君 この請願の趣旨は、第六〇七号と同じである。	
第六〇〇号 昭和三十二年二月十四日受理 健康保険法等の一部改正反対に対する請願 請願者 岩手県一関市山の日町川奎助外三百八十二名紹介議員 小笠原 三三男君 この請願の趣旨は、第六〇七号と同じである。	
第六四六号 昭和三十二年二月十二日受理 健康保険法等の一部改正反対等に關する請願 請願者 福島県平市豊岡国立翠ヶ丘療養所内 遠藤内堀守紹介議員 田畠 金光君 健康保険法の改正案は、日本の医療保険制度を全面的に後退させるもので、健康保険の改悪であるから、同法の改正に反対するとともに、生活保護法医療扶助による長期入院者の生活扶助料は月額六百円から千円に増額し、また国立病院、療養所のまかない費は、一日前者が九十四円四十銭、後者が九十六円十銭であるが、これを一日百三十円程度に引き上げるよう予算的措置を講ぜられたいとの請願。	
第六九八号 昭和三十二年二月十四日受理 健康保険法等の一部改正反対に關する請願 請願者 新潟市青山一、四三六山敬一紹介議員 清澤 後英君 この請願の趣旨は、第六〇七号と同じである。	
第六三一号 昭和三十二年二月十二日受理 大阪府高槻市市営家政婦紹介所設立反対に関する請願 請願者 東京都千代田区麹町四ノ三 下平千重外二十名紹介議員 安井 謙君 大阪府高槻市においては、未亡人(特に扶助料を受給している婦人を対象とす)の対策として地方平衡交付金をもつて家政婦の紹介業務を運営しようとしているが、ひとたびこのよくなれば、民営事業の看護婦家政婦紹介所は、宣伝戦の激化により経費が増大し、経営が困難になり一方求職者は賃金の低下競争の結果不幸を増大することになるから、市町村営の家政婦紹介所設立は許可しないようせられたいとの請願。	
第六九四号 昭和三十二年二月十四日受理 生活保護法の最低生活基準額引上げに關する請願 請願者 京都府与謝郡岩瀬町字男山府立与謝の海療養所内 小室喜一外二百八名紹介議員 藤田藤太郎君 現行生活保護法の最低生活基準額は、昭和二十九年に定められたものであつて、物価が上った現在では現実の最低生活にはほど遠いものがあるから、生活保護法の最低生活基準額を引き上げなければならないとの請願。	
第六七五号 昭和三十二年二月十三日受理 保育所経費増額に関する請願 請願者 愛知県豊川市牛久保町二見塚一〇 岩田隆夫紹介議員 山本 米治君 政府は昭和三十二年度予算編成にあつて保育所関係経費を「地方交付税交付金への算入」、国庫負担率の切下げ」措	

		目次
		第一章 総則(第一条・第二条)
第六七九号 昭和三十二年二月十三日受理 北海道豊富村兜沼地区の簡易水道工事費国庫補助に関する請願 請願者 北海道天塩郡豊富村長 相馬惣三郎外一名 紹介議員 西田 信一君	第六七九号 昭和三十二年二月十三日受理 北海道豊富村兜沼地区は、宗谷線兜沼駅附近高台地に集団する住宅地であつて、戸数二百五十四、人口千八十五を有する該市街地は飲料水に恵まれず附近の小沢又は沼から運搬しその用に供しているが、施設が不備であるため伝染病の発生も年々増加の一途にあり、これが根本的解決のために昭和三十二年度において是非とも国庫補助をもつて簡易水道工事を施行せられたいとの請願。	置人員の削減」等によつて賄うよう考慮しているよしであるが、もしこれが実施されるときは、赤字財政に苦しむ地方自治体の負担を過重ならしめ保育所の経営はなりたず幾十万の乳児児は大道に放逐され、措置人員の削減は不安定な国民生活を一層不安ならしめることとなり、社会保障は空言となり、政治への不信を強めることとなるから、充分理解ある善処対策を講ぜられたいとの請願。
第六八〇号 昭和三十二年二月十三日受理 北海道豊富村兜沼地区の簡易水道工事費国庫補助に関する請願 請願者 北海道天塩郡豊富村長 相馬惣三郎外一名 紹介議員 西田 信一君	第六八〇号 昭和三十二年二月十三日受理 北海道豊富村兜沼地区は、宗谷線兜沼駅附近高台地に集団する住宅地であつて、戸数二百五十四、人口千八十五を有する該市街地は飲料水に恵まれず附近の小沢又は沼から運搬しその用に供しているが、施設が不備であるため伝染病の発生も年々増加の一途にあり、これが根本的解決のために昭和三十二年度において是非とも国庫補助をもつて簡易水道工事を施行せられたいとの請願。	は受験回数制限、試験期限満了等で受験資格を失い、更に昭和三十一年十二月三十一日で永久に受験資格を打ち切られることとなり、長年医業に従事してきた今から転業もできず日々の生活の苦難と戰いつつ受験勉強を続けているから、これら的事情を勘案して(一)引揚医師特例試験受験資格の三年延長、(二)受験回数一回延長、(三)医師国家試験予備試験受験資格の四年延長等の処置を講ぜられたいとの請願。
第六八一号 昭和三十二年二月十四日受理 国立ろうあ者更生センター設置に関する請願 請願者 岡山市電暈学校内岡山県聾啞福養協会内藤井三郎 紹介議員 秋山 長造君	第六八一号 昭和三十二年二月十四日受理 国立ろうあ者更生センター設置に関する請願 請願者 岡山市電暈学校内岡山県聾啞福養協会内藤井三郎 紹介議員 秋山 長造君	第一條 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別な状態にかんがみ、國が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。 (定義)
第六八二号 昭和三十二年二月十四日受理 外地引揚医師に対する特例試験等の期限延長に関する請願 請願者 千葉県市川市若宮町三ノ二八九 倉永義意外二名 紹介議員 山本 經勝君	第六八二号 昭和三十二年二月十四日受理 外地引揚医師に対する特例試験等の期限延長に関する請願 請願者 千葉県市川市若宮町三ノ二八九 倉永義意外二名 紹介議員 山本 經勝君	第一章 総則 (この法律の目的) 第一條 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別な状態にかんがみ、國が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。
第六八三号 昭和三十二年二月十四日受理 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案 請願者 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案 法律案	第六八三号 昭和三十二年二月十四日受理 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案 請願者 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案 法律案	第一條 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。 第一項 この法律において「被爆者」の定義は、都道府県知事は、被爆者に對し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行ふものとする。 (健康診断) 第四条 都道府県知事は、被爆者に對し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行ふものとする。
第六八四号 昭和三十二年二月十四日受理 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案 第一、公衆衛生修学資金貸与法案 一、結核予防法の一部を改正する法律案	第六八四号 昭和三十二年二月十四日受理 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案 第一、公衆衛生修学資金貸与法案 一、結核予防法の一部を改正する法律案	第一項 厚生大臣は、前項の規定により医療の給付を受けようとする者は、医療機関(以下「指定医療機関」といふ)に委託して行うものとする。 第二項 厚生大臣は、前項の規定により医療の給付を受けようとする者は、医療機関(以下「指定医療機関」といふ)に委託して行うものとする。
第六八五号 昭和三十二年二月十四日受理 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案 第七条 厚生大臣は、第四条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に對して必要な指導を行うものとする。 (指導) 第六条 都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に對して必要な指導を行うものとする。	第六条 都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に對して必要な指導を行うものとする。 (認定) 第八条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、医療機関(以下「指定医療機関」といふ)に委託して行うものとする。	第一項 厚生大臣は、前項の規定により医療の給付を受けようとする者は、医療機関(以下「指定医療機関」といふ)に委託して行うものとする。 第二項 厚生大臣は、前項の規定により医療の給付を受けようとする者は、医療機関(以下「指定医療機関」といふ)に委託して行うものとする。
第六八六号 昭和三十二年二月十四日受理 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案 第七条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾患にかかり、現に医療を要する状態にあつた者	第六八六号 昭和三十二年二月十四日受理 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案 第七条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾患にかかり、現に医療を要する状態にあつた者	第三章 医療 (医療の給付) 第七条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があったとき、その他指定医療機関に第七条の規定による医療を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えるべきである。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消を行うに当つては、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

#### (指定医療機関の義務)

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うに当つて、厚生大臣の行う指導に従つて、厚生大臣の行う指導に従わなければならぬ。

#### (診療方針及び診療報酬)

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者医療審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

者医療審議会の意見を聞いて定めることによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を臨時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(報告の請求及び検査)

第十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

#### (指定医療機関の義務)

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を行つた場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

#### (診療方針及び診療報酬)

2 前項によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者医療審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

(医療費の支給)

第十四条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(報告の請求及び検査)

第十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

#### (指定医療機関の義務)

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を行つた場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

#### (診療方針及び診療報酬)

2 前項によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者医療審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(委員)

第十六条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者うちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第五章 雜則

(罰則)

第十八条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

4 第五章 雜則

(非課税)

第十九条 この法律により金品の支給を受ける権利は、差し押えることができる。

(差押の禁止)

第十九条 この法律により金品の支給を受ける権利は、差し押えることができる。

(交付金)

第二十条 国は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用について

道府県(広島市又は長崎市の長が行う事務に要する費用について

(権限の委任)

第二十一条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(省令への委任)

第二十二条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(委員)

第十六条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び

関係行政機関の職員のうちから厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者うちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第五章 雜則

(罰則)

第十八条 この法律により金品の支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

4 第五章 雜則

(非課税)

第十九条 この法律により金品の支給を受ける権利は、差し押えることができる。

(差押の禁止)

第十九条 この法律により金品の支給を受ける権利は、差し押えることができる。

(交付金)

第二十条 国は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用について

道府県(広島市又は長崎市の長が行う事務に要する費用について

は、この法律の施行後三月間は、第一項の規定にかかわらず、被爆

者健康手帳を受けないでも被爆者とみなす。

#### (厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のよう改定する。

第五条第二十号の次に次の一号を加える。

#### 二十の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第一号)の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を施行すること。

第二十九条第一項の表中精神衛生審議会の項の次に次の二項を加える。

厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者の医療等に関する重要な事項を調査審議すること。

#### (社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

4 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改定する。

第十三条第二項中「又は未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十号)第二十二条第三項」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二十二条第三項又は原爆被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第一号)第二十二条第三項」に改定する。

#### (貸与方法)

第三条 賃貸金は、貸与の契約が成立された月から、次の各号の区分を行つて行つてある者

二 大学を卒業して、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十一条に規定する実地修練(以下単に「実地修練」という。)を行つて、医学又は歯学を専攻するもの

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下単に「大学」という。)の医学部又は歯学部の学生であつて、医学又は歯学を専攻するもの

三 退学し、医学を専攻して大学を卒業した後引き続き実地修練を行つてゐる者

(返還の債務の当然免除)

第六条 政府は、第一項の規定によ

る契約の相手方(以下「公衆衛生修

生」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、その契約を解除するものとする。

一 医学を専攻した者につては、

実地修練を終了した後、医学を専攻した者につては、大学を卒業した後引き続き実地修練

不分に従い、それぞれ当該各号に定める日の属する月までの間、毎月、政令で定める額を貸与するものとす

る。ただし、歸省その他の特別の理由があるときは、あらかじめ、二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。

公衆衛生修学資金貸与法案

#### 公衆衛生修学資金貸与法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、保健所において公衆衛生業務の重要性にかんがみ、医師又は歯科医師たる保健所の職員の充実に資するため、医学又は歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとするものに

#### (公衆衛生修学資金)

対し、修学資金を貸与することを目的とする。

#### (修学資金の総額)

第二条 政府は、次の各号に掲げる

者であつて将来保健所に勤務しようとするものの申請により、その

者に無利息で公衆衛生修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

#### (保証人)

第三条 政府は、第二条の規定によ

り修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度において

修学資金の総額が予算で定める金額をこえることとならないよう

しなければならない。

#### (前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。)

四 修学資金の貸与の目的

第五条 修学資金の貸与の目的

とする者は、政令で定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

#### (前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。)

六 修学資金の貸与の目的

とする者は、政令で定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

#### (前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。)

七 修学資金の貸与の目的

とする者は、政令で定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

#### (前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。)

を行はず、又は実地修練をやめたとき。

二 心身の故障のため修学の見込がなくなつたと認められるとき。

三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。

七 政府は、公衆衛生修学生が休学した日以後の分まで修学資金の貸与を行わないものとす

る。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修

学資金があるときは、その修学資

金は、当該公衆衛生修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

八 政府は、公衆衛生修学生が正当の理由がなく第十二条に規定する学業成績表の提出を行はず、又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第九条 修学資金は、次の各号に規定する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間

に限る。

一 前号第一号に規定する在職期間

を計算する場合においては、月数

によるものとし、その計算に必要

な事項は、政令で定める。

(返還)

第十条 修学資金は、次の各号に規定する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間

(第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く)の二分の一に相当する期間(第十条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、返還しなけ

ばならない。

業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、引き続き保健所又は公衆衛生行政を所管する政令で定めるその他の機関に在職した場合において、その引き続く

在職期間のうち医師又は歯科医師となつた後の期間が、修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間(この期間が三年に満たないとされた修学資金に係る期間を除く)の三分の三に相当する期間(三年とする)に達したときは、三年とする)に限る。

九 ただし、保健所の職員となつた日から起算して二年以内に

医師又は歯科医師となつた場合

に限る。

十 二 前号第一号に規定する在職期間

を計算する場合においては、月数

によるものとし、その計算に必要

な事項は、政令で定める。



第十一條第三項中「児童相談所長の定める担当区域」を「政令の定めるところにより児童相談所長が定める相当区域」に改める。

第十三條第一項中「第十二條第二項」を「前項第一項」に改め、同条第二項を「前項第二項」に改める。

第十六條の二第三項中「同条第二項」を「同項第一項」に改める。

第二十七條第一項第三号中「精神薄弱児施設」を「精神薄弱児通園施設」に改める。

第三十一條中「第二十七條第一項第三号の規定により、」を「都道府県知事は、第二十七條第一項第三号の規定により」に改め、「精神薄弱児施設」の下に「(國の設置する精神薄弱児施設を除く。)」を加え、「入所した児童について、都道府県知事は、満二十歳に達するまで、」を「入所した児童については満二十歳に達するまで、同条同項同号の規定により國の設置する精神薄弱児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで」に改める。

第三十四条第二項中「精神薄弱児施設」の下に「精神薄弱児通園施設」を加える。

第三十五条第一項中「國及び」を削り、同条に第一項として次の二項を加える。

第四十二条の二 精神薄弱児通園施設は、精神薄弱の児童を日日保護する。

者のもとから通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

第五十条第七号中「精神薄弱児施設の」下に「精神薄弱児通園施設」を加える。

第五十六条の二第一項及び第五十八条の下に「精神薄弱児通園施設」を加える。

第五十六条及び第五十四条中「保育所」の下に「精神薄弱児通園施設」を加える。

第五十六条の二第一項及び第五十八条中「第三十五条第二項」を「第三十五条规定」に改める。

第六十二条の二中「第四十六条第二項」を「第四十六条第三項」に改め第六十二条の二中「第四十六条第三項」に改める。

第五十五条第三項に改める。

第六十二条の二中「第四十六条第三項」を「第四十六条第三項」に改め第六十二条の二中「第四十六条第三項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会福祉事業法の一部改正)

2 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のよう改正する。

第二条第二項第一号中「精神薄弱児施設」の下に「精神薄弱児通園施設」を加える。

国は、別に法律の定めるところにより、児童福祉施設を設置するものとする。

第四十二条の二 精神薄弱児通園施設は、精神薄弱の児童を日日保護する。